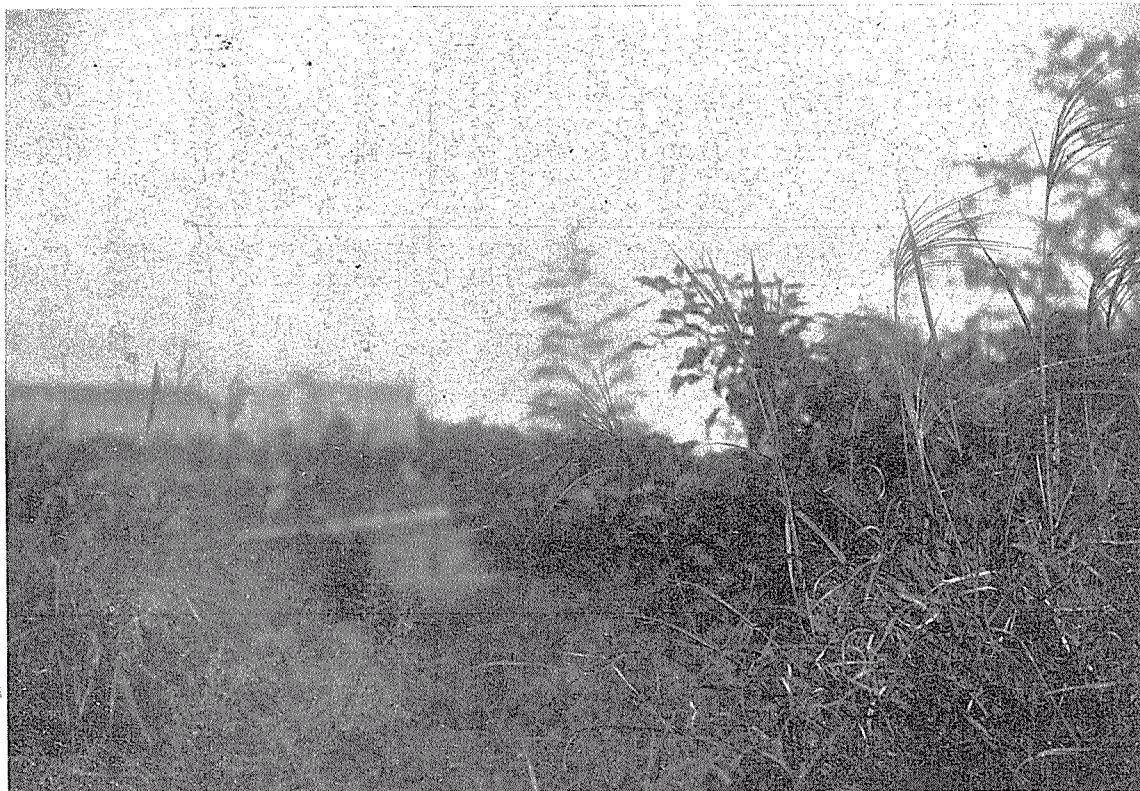


The Kansai University Bulletin

Osaka, October 15th, 1929 No. 73

關西大學報

行發日五十月十
號三十七第
年四和昭



(近附舍學山里千) 秋くゆみ深

阪 大

番九三〇一)川堀 話電
番〇八七一)

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

關西大學學報 第七十三號

目次

挿繪——深みゆく秋(表紙)——神宮式年遷宮祭

遙拜式——祝辭を朗讀する校友總代武内作平氏——
靈臺に於ける立食饗宴——就任の挾撲を述べる
専門部主事武田藏之助氏——校友關門支部創立
會記念撮影——第五回全國關西中等學校優勝雄
辯大會記念撮影

天六學舍の竣工に際して

(關西大學學長) 法學博士仁保龜松

本日關西大學天六學舍落成の式典を舉行します。に際し、朝野貴賓の御來臨を辱ふし、多く數校友諸氏の御會合を得ましたことは、私共の寔に欣幸とするところでありまして、謹んで來賓各位並に校友諸氏に對し深甚の謝意を表します。

關西大學學長 法學博士仁保龜松

本學舍は關西大學專門部及び附屬關西甲種商業學校並に關西大學第二商業學校の校舎に充てますために、當敷地を大阪市より譲り受け昨年八月起工いたしました。爾來工事請負者たる大林組の好意的努力により工事を急ぎました結果、當第二學期より授業上に使用することを得るに至りましたのは誠に私共の満足する所であります。今この喜ばしき竣工の式を擧ぐるに當りまして、先づ本學のために常に多大の御後援を賜はりました大方諸氏並に

本學のためには多くの便宜をお與へ下されました大阪市に對し厚く感謝いたします。顧みますれば四十二年前、先輩諸氏が當市江戸堀に於ける貧弱なる一寺院を借りて、關西に於て始めて法律に關する教授を開かれました當時の狀況と、本學今日の盛況とを比較して追想しますときには、洵に今昔の感に堪へないものがあります。私は本日の舉式に當りますと共に、本學の竣工につきまして、

挿繪——深みゆく秋(表紙)——神宮式年遷宮祭
伊勢神宮式年遷宮祭
(關西大學學長) 法學博士仁保龜松
關西大學教授 新町徳之
學內報——天六學舍落成式(學部大學豫科並關西甲種商業學校天六學舍落成式)——專門部並第二商業學校天六學舍落成式——神宮式年遷宮祭遙拜式——神宮式年遷宮祭特別奉拜者——大山教授日本社會學會大會に出席——林留學生勤靜——評議員一瀬勇三郎氏講話——教職員勤靜——關西甲種商業學校彙報——第四回大學祭豫報
校友彙報
學生彙報
斐シヤー教授の貨幣價值變動論(下)
古典經濟學派研究(アダム・スミスの富國論)
雜錄

本學舍は關西大學專門部及び附屬關西甲種商業學校並に關西大學第二商業學校の校舎に充てますために、當敷地を大阪市より譲り受け昨年八月起工いたしました。爾來工事請負者たる大林組の好意的努力により工事を急ぎました結果、當第二學期より授業上に使用することを得るに至りましたのは誠に私共の満足する所であります。今この喜ばしき竣工の式を擧ぐるに當りまして、先づ本學のために常に多大の御後援を賜はりました大方諸氏並に

本學のためには多くの便宜をお與へ下されました大阪市に對し厚く感謝いたします。顧みますれば四十二年前、先輩諸氏が當市江戸堀に於ける貧弱なる一寺院を借りて、關西に於て始めて法律に關する教授を開かれました當時の狀況と、本學今日の盛況とを比較して追想しますときには、洵に今昔の感に堪へないものがあります。私は本日の舉式に當りますと共に、本學の竣工につきまして、

挿繪——深みゆく秋(表紙)——神宮式年遷宮祭
伊勢神宮式年遷宮祭
(關西大學學長) 法學博士仁保龜松
關西大學教授 新町徳之
學內報——天六學舍落成式(學部大學豫科並關西甲種商業學校天六學舍落成式)——專門部並第二商業學校天六學舍落成式——神宮式年遷宮祭遙拜式——神宮式年遷宮祭特別奉拜者——大山教授日本社會學會大會に出席——林留學生勤靜——評議員一瀬勇三郎氏講話——教職員勤靜——關西甲種商業學校彙報——第四回大學祭豫報
校友彙報
學生彙報
斐シヤー教授の貨幣價值變動論(下)
古典經濟學派研究(アダム・スミスの富國論)
雜錄

た。この特典は實に本學の光榮とする所でありまして、聖廟に對し深く感謝いたしますと共に近き將來に於て本建築物が再建せられます。するとときは、本學の設備上更に一段の光彩を添へることを信じまして建築の方法等につき目下考究中であります。

斯くの如く本學の外觀はますます立派になりますのであります。外觀が如何に立派でありますても、内容がこれに伴はなければ外觀の宏壯は却つて世を欺き大學の名を汚すものであるとの譏を免れないでありますから私は本學今後の問題は内容の充實を計ることに存すと考へるのであります。而して内容の充實は、その物質的方面よりも寧ろ精神的方面に於て緊急且つ急務なるを感ずるのであつて精神的方面の充實は、要するに教授上の刷新改良及び充實を期するに存します。それ故に私は今後與へられるべき機會に於て、その實現に努力いたしたいと考へるのであります。但するが、内容の充實を計ることは、實際上極めて困難なる問題でありますから、既に老年に達した私にとつて、果してかかる大任に堪へ得るやを懸念いたして居ります。ただ今日に至りましたことは、寔に欣快措く能はざる所であります。いづれ新築工事の經過に關しては建築委員長より御報告申し上げます

が、此度竣工した本學舍は豫定計畫の約三分の一に當るのみであります。今後必要に應じますます擴築することになつて居ります尙昨秋舉行あらせられた御大典の大饗宴終りに臨み重ねて御臨場の各位に對し深厚の謝意を表し、本學の將來を祝福して本日の式辭に充てます。

伊勢神宮式年遷宮祭

關西大學教授 新町徳之謹述

- 一、序 説
- 二、伊勢神宮前儀
- 三、遷宮本儀
- 四、遷宮後儀
- 五、結
- 六、結

一、序 説

謹んで接するに伊勢神宮式年遷宮祭は、第四十代天武天皇（一三三三—三四六年）の御世に創定あそばされて以降、今に至るまで千二百餘年二十年ごとに社殿を新たに造替し、

御神體を遷し奉る國家の大祭儀であります。この御造替の大儀は、兩宮に限つて行はるる古來の説で、今回御造替は實にその第五十八回目にあたらせられ、去る大正九年（二五八〇）五月一日の山口祭にはじまり、係り諸員の奉仕まさに九年餘。かくてこのたびいよいよ底津磐根に宮柱太しく、高天原に千木たかしる神代ながらの新らしき御造營の工事は全く竣成したので、茲に八束穂の秋豊げく五十鈴川は澄み、神路山は氣高くなれる今日のよき日を生く日の足る日として遷宮祭を執り行はせられるので誠に尊い極みであり嚴かな至りであります。

惟ふに古來、皇室におかせられて神宮を尊崇したまふことの篤きは申すもかしこく、神宮御造替の儀も、由來するところはここにある

が、この御儀式はじまりてより今日まで、回を重ね年を経るに従ひ、その祭儀はますます盛んなるをいたすは、まことに有難きことと申すべく、これ一に列聖がつねに報本反始の誠を示させられ、神を敬ひ民を愛しみたまふ大御心によるは申すまでもないが、また實に君は神孫にお在しまして君神一體、民は神裔にして君民一體萬國に冠絶せるわが國體のゆるぎなく、いよいよますます國運の隆昌なる所以を示すものであります。

ことに今回の式年遷宮祭よりは、かしこくも皇大宮遷御の當日をもつて國祭日と定められ内閣總理大臣以下を遷御の御行列に加へしめたまひ、また廣く民間の功勞者を召されて、參列または特別奉拜を差許されることは昭代の有難き新例と申すべく、かくして神宮は八千萬の國民のかたじけなさに涙を流して奉賽の真心をいたすところ、いやしくもわが國に生を享くるものは皆その神徳を被らざるものではなく、神宮の大御稜威は皇國日本神國日本

の御光りとなつて、世界萬邦の等しく仰ぎ奉るところのもので皇運の無窮、國礎の磐石であることは何等、疑ひなきことであります。今や御造替の新宮新たに成り、畏くも御神體

は、この御儀式はじまりてより今日まで、回を重ね年を経るに従ひ、その祭儀はますます盛んなるをいたすは、まことに有難きことと申すべく、これ一に列聖がつねに報本反始の誠を示させられ、神を敬ひ民を愛しみたまふ大御心によるは申すまでもないが、また實に君は神孫にお在しまして君神一體、民は神裔にして君民一體萬國に冠絶せるわが國體のゆるぎなく、いよいよますます國運の隆昌なる所以を示すものであります。

ことに今回の式年遷宮祭よりは、かしこくも皇大宮遷御の當日をもつて國祭日と定められ内閣總理大臣以下を遷御の御行列に加へしめたまひ、また廣く民間の功勞者を召されて、參列または特別奉拜を差許されることは昭代の有難き新例と申すべく、かくして神宮は八千萬の國民のかたじけなさに涙を流して奉賽の真心をいたすところ、いやしくもわが國に生を享くるものは皆その神徳を被らざるものではなく、神宮の大御稜威は皇國日本神國日本

の御光りとなつて、世界萬邦の等しく仰ぎ奉るところのもので皇運の無窮、國礎の磐石であることは何等、疑ひなきことであります。今や御造替の新宮新たに成り、畏くも御神體

は、この御儀式はじまりてより今日まで、回を重ね年を経るに従ひ、その祭儀はますます盛んなるをいたすは、まことに有難きことと申すべく、これ一に列聖がつねに報本反始の誠を示させられ、神を敬ひ民を愛しみたまふ大御心によるは申すまでもないが、また實に君は神孫にお在しまして君神一體、民は神裔にして君民一體萬國に冠絶せるわが國體のゆるぎなく、いよいよますます國運の隆昌なる所以を示すものであります。

二、伊勢神宮

日本國民は、いやちこなる神威のいやまして新たなるを得得し、國民千古の確信たる尊嚴無比の國體の淵源を體得して建國の精神を鼓吹して國民理想を高遠にし、國家的自覺を鞏固に大日本帝國の眞・善・美・聖の御姿を世界に示範すべきであります。

幅繪卷物の展開といふべきであります。

御敷地内の重要な建物のうち正殿は畏くも皇

大御神を奉齋する大宮でその規模は間口三丈六尺九寸、奥行一丈八尺高さ二丈一尺三寸七分の所謂三間二面の宮造で、全部檜の素木造に屋根は萱葺、柱は丸柱で深く地中に築立て千木は高く聳立つてゐる。この千木の形式は外削と申して先端を水平を切り、外宮は外削と申して先端を垂直に切り、風切と稱する穴の數は、内宮は一枚に二個半づつ、外宮は二個づつであり、又棟の上にならぶ堅魚木は、内宮は十本、外宮は九本である。御殿の床下正中には御床に達しない短い御柱が建てられ、その御柱根の周圍に榦木をめぐらすこの柱は古來心御柱とも忌柱とも申して最も神聖視せられたのである。この正殿の背後に當り、東寶殿は東に、西寶殿は西に何れも南面にして立ち、東寶殿には朝廷から奉納の幣帛および五月十月の神御衣祭に供進さられる

神御衣等の類を納め、西寶殿には前式年度の古い神寶類を收納してゐる。以上正殿・東寶殿・西寶殿を繞ぐらすに延長五十五丈餘の瑞垣があり、南北は瑞垣南御門、瑞垣北御門の二門があつて、この瑞垣以内を特に内院とも申して清淨な白石が敷きつめられ、齋庭の最も神聖な處とされてゐる。その南面に瑞垣および蕃垣門があり、その外に内玉垣を四周に繞らしてゐる。内玉垣の外には外玉垣がある。南御門の前面内玉垣と外玉垣との中間に中重鳥居があつて、その東方に四丈殿がある古は齋内親王がこの御殿に候せられたが、現今では主として兩儀の場合における行事の場所に當てられてゐる。内玉垣の南面の廣場を中重といひ、中重鳥居から南に下つて東西に石壇と稱へる自然石を以て圍まれた版位が並

んである。これは恒例にても臨時にても祭典の場合、勅使一行並に祭主以下神官の着坐する處である。

次に内院より外に當る宮域を外院と稱へ、板垣南御門前石階下にあつて、御贋を調進する御贋調舍を初め、古神寶を納めたる外幣殿、もと神田からの御稻を收藏した御稻御倉、祭典の際大饌を調進する忌火屋殿、並に五丈殿由貴御倉等數多の御建物は何れも往古からの深い來歴を有つてゐる。してこの御饌殿は兩正宮および別宮に奉齋の神神に日別に朝夕の大御饌を奉奠する處である。

配置等は、大抵、内宮と同様であるが、東寶殿・西寶殿の位置が正殿の前面に東西に分れて北面してゐることと、特に板垣北御門内に御饌殿のあることは著き相違である。

次に神宮には兩正殿の外に各所屬の別宮が十四所座します。何れも兩正宮と特殊の關係を有せらるる神神を奉齋し、本宮に亞いで尊崇せられ、古來正宮と同じく式年毎に造替する定となつてゐる。

因みに、今回の遷宮に國費を以て造替せられ

る殿舎・御門等の總數は、正宮各別宮等合して百七十五個所、その他修繕せられたるもの七十二個所に及んでゐる。

御歴代紀元	遷宮年月日	遷宮の事由	持統明和銅三	元聖孝稱稱桓植	村圓
一三五〇	白鳳三年九月	遷宮の事由	一三五二	朱鳥二年	御歴代紀元
一三六九	和銅三	式年	一三七一	和銅四	持統明和銅三
一三八九	天平元	式年	一三九二	天平四	元聖孝稱稱桓植
一四〇七	天平元	式年	一四〇九	天平勝寶元	持統明和銅三
一四二六	天平神護三	式年	一四二八	神護景雲二	元聖孝稱稱桓植
一四四五	延暦二〇八・三	式年	一四四七	延暦六	持統明和銅三
一四五二	延暦二・三・西	式年	一四五九	天長六	元聖孝稱稱桓植
一四五五	延暦二〇八・三	式年	一四五九	天長六	持統明和銅三
一四五七	弘仁元・九	式年	一五六一	仁嘉元・九	元聖孝稱稱桓植
一四八九	天長六・九	式年	一五六一	仁嘉元・九	持統明和銅三
一五〇九	嘉祥三・九	式年	一五六三	貞觀三・九	元聖孝稱稱桓植
一五二八	貞觀三・九	式年	一五四九	寬平元・一〇	持統明和銅三
一五四六	仁和二・九	式年	一五六七	延喜・九	元聖孝稱稱桓植
一五六五	延喜・九	式年	一五六七	延喜七	持統明和銅三
一五八四	延長三・九	式年	一五六八	延喜・九	元聖孝稱稱桓植
一六〇三	天慶六・九	式年	一六〇五	天慶六・三	持統明和銅三
一六二二	應和三・九	式年	一六二四	康保元・九	元聖孝稱稱桓植
一六四一	天元四・九	式年	一六四三	永觀元・九	持統明和銅三

高倉	一八三九	治承三〇・七	
後鳥羽	一八五〇	建久元〇・五	
後鳥羽	一八五〇	建久元〇・六	
後鳥羽	一八五六	建久七〇・三	
土御門	一八五八	建久九〇・七	
土御門	一八六四	元久元〇・七	
土御門	一八六六	建承元〇・三	
土御門	一八六九	承元三〇・六	
順徳	一八七八	建保二〇・九	
順徳	一八八〇	承久二〇・六	
順徳	一八八一	承久二〇・七	
順徳	一八八五	嘉祐元〇・三	
後堀河	一八八八	安貞二〇・六	
後堀河	一八八九	寛喜元〇・六	
後堀河	一八九〇	寛喜二〇・六	
後堀河	一八九五	嘉祐元〇・八	
後嵯峨	一九〇二	仁治二〇・三	
後深草	一九〇七	寶治元〇・六	
後深草	一九〇八	寶治一〇・七	
式年	式年	式年	
後深草	一九一〇	文應元〇・六	
後深草	一九一四	建長六〇・六	
後深草	一九一五	建長七〇・三	
後深草	一九一八	正嘉二〇・六	
高倉	一八三四	承安四〇・五	
後鳥羽	一八四五	文治元〇・四	
後鳥羽	一九一二	建長四〇・三	
後深草	一九二一	弘長元〇・三	
後深草	一九二四	文永元〇・六	
後深草	一九二六	文永三〇・六	
後深草	一九二七	文永四〇・五	
後深草	一九二八	文永五〇・五	
後深草	一九二九	文永六〇・六	
後深草	一九三一	文永七〇・六	
後深草	一九三二	文永八〇・六	
後深草	一九三三	文永九〇・六	
後深草	一九三四	文永一〇・一	
後深草	一九三五	文永二〇・一	
後深草	一九三六	文永三〇・一	
後深草	一九三七	文永四〇・一	
後深草	一九三八	文永五〇・一	
後深草	一九三九	弘安一〇・三	
後深草	一九四〇	弘安二〇・三	
後深草	一九四一	弘安三〇・三	
後深草	一九四二	弘安四〇・三	
後深草	一九四三	弘安五〇・三	
後深草	一九四四	弘安六〇・三	
後深草	一九四五	弘安七〇・三	
後深草	一九四六	弘安八〇・三	
後深草	一九四七	弘安九〇・三	
後宇多	一九四八	弘安十〇・三	
後宇多	一九四九	弘安十一〇・三	
後宇多	一九五〇	弘安十二〇・三	
後宇多	一九五一	弘安十三〇・三	
後宇多	一九五二	弘安十四〇・三	
後宇多	一九五三	弘安十五〇・三	
後宇多	一九五四	弘安十六〇・三	
後宇多	一九五五	弘安十七〇・三	
後宇多	一九五六	弘安十八〇・三	
後宇多	一九五七	弘安十九〇・三	
後宇多	一九五八	弘安二十〇・三	
後宇多	一九五九	弘安二十一〇・三	
伏見	一九五〇	正應二〇・二	
伏見	一九五二	正應三〇・二	
伏見	一九五三	正應四〇・二	
伏見	一九五四	正應五〇・二	
伏見	一九五五	正應六〇・二	
伏見	一九五六	永仁一〇・九	
伏見	一九五七	永仁二〇・九	
伏見	一九五八	永仁三〇・九	
伏見	一九五九	永仁四〇・九	
伏見	一九六〇	永仁五〇・九	
伏見	一九六一	永仁六〇・九	
伏見	一九六二	永仁七〇・九	
伏見	一九六三	永仁八〇・九	
伏見	一九六四	永仁九〇・九	
伏見	一九六五	永仁十〇・九	
伏見	一九六六	德治元〇・二	
伏見	一九六七	正和二〇・二	
伏見	一九六八	正和三〇・二	
伏見	一九六九	正和四〇・二	
伏見	一九七〇	正和五〇・二	
伏見	一九七一	應長元〇・三	
花園	一九七二	應長元〇・三	
花園	一九七三	正和二〇・二	
花園	一九七四	正和三〇・二	
後醍醐	一九八一	元亨九〇・三	
後醍醐	一九八二	元亨九〇・六	
後醍醐	一九八三	元亨九〇・九	
後醍醐	一九八四	元亨九〇・九	
後醍醐	一九八五	正中二〇・六	
後醍醐	一九八六	正中三〇・六	
後醍醐	一九八七	嘉曆二〇・三	
後醍醐	一九八八	嘉曆三〇・三	
後醍醐	一九八九	嘉曆四〇・三	
後醍醐	一九九〇	嘉曆五〇・三	
後醍醐	一九九一	嘉曆六〇・三	
後醍醐	一九九二	嘉曆七〇・三	
後醍醐	一九九三	嘉曆八〇・三	
後醍醐	一九九四	嘉曆九〇・三	
後醍醐	一九九五	嘉曆一〇・三	
後醍醐	一九九六	嘉曆二〇・三	
後醍醐	一九九七	嘉曆三〇・三	
後醍醐	一九九八	嘉曆四〇・三	
後醍醐	一九九九	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇〇	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇二	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇三	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇四	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇五	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇六	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇七	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇八	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇九	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一一	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一二	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一三	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一四	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一五	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一六	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一七	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一八	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一九	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇二〇	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇二一	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇二二	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇二三	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇二四	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇二五	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇二六	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇二七	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇二八	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇二九	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇三〇	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇三一	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇三二	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇三三	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇三四	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇三五	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇三六	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇三七	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇三八	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇三九	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇四〇	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇四一	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇四二	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇四三	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇四四	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇四五	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇四五	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇四六	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇四七	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇四八	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇四九	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇五〇	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇五一	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇五二	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇五三	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇五四	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇五五	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇五六	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇五七	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇五八	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇五九	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇六〇	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇六一	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇六二	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇六三	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇六四	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇六五	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇六六	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇六七	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇六八	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇六九	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇七〇	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇七一	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇七二	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇七三	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇七四	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇七五	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇七六	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇七七	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇七八	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇七九	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇八〇	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇八一	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇八二	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇八三	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇八四	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇八五	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇八六	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇八七	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇八八	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇八九	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇九〇	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇九一	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇九二	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇九三	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇九四	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇九五	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇九六	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇九七	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇九八	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇九九	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇〇	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇二	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇三	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇四	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇五	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇六	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇七	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇八	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇九	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一一	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一二	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一三	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一四	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一五	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一六	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一七	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一八	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一九	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇〇	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇二	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇三	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇四	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇五	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇六	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇七	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇八	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇九	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一一	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一二	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一三	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一四	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一五	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一六	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一七	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇〇	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇二	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇三	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇四	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇五	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇六	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇七	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇八	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇九	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一〇	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一一	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一二	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一三	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一四	嘉曆六〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一五	嘉曆七〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一六	嘉曆八〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一七	嘉曆九〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一〇〇	嘉曆一〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一〇一	嘉曆二〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一〇二	嘉曆三〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一〇三	嘉曆四〇・三	
後醍醐	二〇〇一〇一〇一〇一〇四	嘉曆五〇・三	
後醍醐	二〇〇一		

正九年（一五八〇）六月三月前十時、信濃國小川御料林内ヶ峯の深林内に於いて、選ばれた御神木の御前なる千仞の懸崖に棧敷を構へて祭場となし、造神宮技師以下之に奉仕した。御樋代木は一に御祝木または御神木とも申して數ある御料材中より選抜された美材であつて、内宮御料は末徑一尺五寸、長十八尺、外宮御料は末徑一尺八寸、長十八尺で、此外に別宮御料木・四本を還伐された。さて杣工が忌斧を執つて御木を伐採すれば、直に之を第一奉安所たる臺ヶ峯山中に安置し奉り茲にて庶民任意の参拜を許された。一週間の後、木馬にて峻坂を搬出し、第二奉安所に安置して川下の時期を待つて鐵道で之を中央線坂下町を経て、同縣海部郡鍋田村大字加稻山新田驛まで運搬し、坂下驛より木曾川を流下して錦織の綱場に繫留し、更に愛知縣丹羽郡犬山町を経て、同縣伊勢湾に出で、大正十年（二五八一）二月二十八日名古屋市熱田町白鳥貯木場に到着繫留せられた。其の間御神木の通過に際し、沿岸の町村民が古例によつて各赤誠を捧げ、或は幟高張を立て或は神饌、賽物を捧げて之を奉迎した態度は、涙ぐましい光景である。さて熱田よりは海路を三重縣度會郡大湊町の貯木場へ回漕せられ、同貯木場から更に式を立てて内宮御料は五十川を溯りて域内へ、外宮御料は宮川を溯りて宮川堤より引揚け、市街を通つて域内に奉曳せられた。之を御樋代木奉曳式と申し内宮は川曳と申して昭和二年（二五八七）四月二十五日午後六時、外宮は陸曳と唱へてその翌日午後二時行はれ、神官及び造神宮吏員奉迎し、修祓の後之を五大殿内に奉安した。

一般御用材小川御料林竝に出ノ小路御料林から採取せられる一般の御用材は、大正九年(二五八〇)以來帝室林野局木曾支局及び名古屋支局に於いて伐採に着手した。其の原木は樹齢三百年以上のもの全數の三割を超え、殊に正殿の御扉板御用材は、出ノ小路御料林内海拔三千尺の高所に生じ、高九丈、胸高直徑五尺四寸、材積九十一石五分二厘、樹齡八百八年に及ぶ稀有の巨材で、多大の苦心の後伐採せられた。造營材は一萬一千四百七十六本(材積三萬三千六百二十二石)に達し、これが運搬には、河下し又は鐵道輸送によつて熱田白鳥貯木場へ搬入し、同所よりは大正十一年(二五八二)度より昭和二年(二五八七)度に亘つて宇治、山田の兩工作場へ逐次搬入せられた。而して其中正殿の樋木に充つべき巨材を宮域に曳き入れる、之を御木曳初式と申して内宮は大正十一年四月十二日、午後二時外宮は其の翌日同時刻に行はれた。則ち當日外宮御料は古例によつて舊宇治六郷の人人が五十鈴川を泝曳して宮中に陸揚し、外宮御料は宇治山田市小川町以下の人々等が宮川から車に積んで宮域に奉曳し、大宮司以下神官奉迎、修祓の後五丈殿の前に安置された。但し域外別宮なる月讀宮外三宮の御料は三重縣度會郡四郷村北中村御側橋畔竝に楠部橋畔より陸揚し、陸路を同宮域に、伊雜宮御料は大湊より海路を經て三重縣志摩郡磯部村迫間に陸揚し、同村民の手によつて陸路を同宮域に、に安置し奉る。尋で大正十一年(二五八二)五瀧原宮及び同並宮御料は宮川を溯つて、度會郡瀧原村船木橋下に達し、そこから陸路を村民の奉仕によつて宮域内に奉曳し、各古宮地に安置し奉る。尋で大正十一年(二五八二)五

月、同十二年四月、同十五年五月の三度に亘つて御木曳が執行せられた。この御木曳は古例に依つて舊神宮領であつた宇治山田市及び其の附近村民が請願許可の上で労力を奉仕する。で各市町村民は思ひ思ひの揃衣を着し、木遣唄、道唄を聲高らかに謡ひつつ奉曳車を曳き出す。此の奉曳に参加せる町村を見るに内宮御用材は宇治山田市館町外七町、度會郡四郷村、二見町、大湊町濱郷村に亘る市町村民、外宮御用材は宇治山田市本町外二十一箇町、度會郡宮本村、御園村、濱郷村、大湊町、神社町、二見町、城田村に亘る市町村民が眞心こめて之に奉仕した。奉曳團の幹部は各團體毎に一様の紋付羽織、袴、麻裏草履履きの扮装であり、一般の奉曳者は男子は木綿又は木綿更紗等の法被に同じく木綿の帶を用ひ、糸木綿の股引に地下足袋を履き、女子は同様の着付に帶を結び、花笠を被つて麻裏草履履きの扮装であつたが、奉曳車に乗つて木遣音頭を唄ふ木遣子は古來の習俗とて羽二重又は友禪縮緼の着付に金絲繡の地模様ある襟を掛け、錦紗又は縮緼の帶をしめ黒縞子の腹當股引を着け陣笠を被る等、各艶麗優美なる裝を纏らし、聲を絞つて高唱する状態は、神都に適はしい古俗の情趣を傳へて今も新なる舊神領民の敬神崇祖の情熱の程を推測するに餘りがあつた。その情熱のあらはれは御木曳奉仕の際謡はれた木遣及び道唄によつてもその一端がうかがはれる。

道唄（中立切町・今在家町）

世界に輝く日本の、建國に三千年前、天祖の光徳極みなく、皇運益益隆々行く。我が國體の淵源と、積翠は深き神路山、萬

世不易の跡垂れし、流れは絶えぬ五十鈴川大神鎮座の元初より、歴代に二千載、宮殿式年造替の、大業今や五十八度、上古の嚴典傳へ來て、大正工事の美を盡す木曾の御榎の神材を、ひくや嘉例の太綱に。遠き祖先のあと繼ぎて、微力捧ぐる奉曳は、神宮奉仕の神民が、一世の晴の光榮ぞ。華麗競はぬ赤誠の、揃衣姿も勇しく、潮の花咲く二見浦、清き渚に身滌して。

代謡歌の慶びと共に祝はんこの盛儀。

木遣唄

ホンエー、咲くは神風、ヤアレー、ヤツトコセーヨライヤナ、サリトテハ、赤心染めし競ひ戦に五月晴、ヨライトセー、ハアリハ、ハリヤリヤリヤリヤ、ヨイソコ〜セ

1、ハリハドツトヤレ、エンヤ〜

〔神宮と式年遷宮〕

木造始祭 御用材が搬入せらるると共に、大正十一年（一九二二）四月二十一日、午前木造始祭を行ひ木造作業の安全ならんことを祈つた。この祭は古來一に手斧始又事始神事とも稱して五丈殿前に御種木の御料木を安置し、茲に造神官使以下参列して屋根神を祀り、御木に忌斧を打立て起工の式を行ふのである。

假御榎代木伐採式 御用材中假御榎代木に次

以上諸祭及び行事は何れも御榎山及び御造營用材の伐採並に作業に關する御祭儀である。我國體の淵源と、積翠は深き神路山、萬

鎮地祭 宮殿を造営するに方り大宮地を敷き

坐す神靈を鎮祭する鎮地祭が大正十三年（一九二四）四月二十五日に行はせられる。兩宮御殿の元初より、歴代に二千載、敷地に於いて忌物神饌を奉奠し、童女は忌籬を執つて草刈初め式と忌鍬を執つて土を穿ち奉る行事とを奉仕する。かくして愈々大宮地に就いて御殿の建築に着手せられるのである。

立柱祭 次に昭和三年（一九二八）三月十一日（外宮十三日）には正殿の御柱を立て奉る立

柱祭を行はせられる。

御形祭 同じ日に正殿東西の妻の短柱に御形を穿ち奉る御形祭を行はせられる。

上棟祭 三月二十六日（外宮は二十八日）に

はめでたくも上棟祭を行はせられる當日早旦

神神しくも、聳え立つた御新宮の御棟は布綱

二條を掛け、弓矢竈に白幣を飾り、祭場の辨

備全く成つて、諸員參進。先づ正殿瑞垣の位

置の古規に相違なきかを檢知した後大宮司以

下神官は立つて引綱に手を掛け御棟木奉揚の

式を行ひ、小工一員音頭を取つて千歳棟、萬

歳棟、曳曳億棟（外宮にては曳曳棟）と呼べば

棟上の小工が之に應へて御棟木を打ち固め、

圓餅を投じ、畢つて造神宮屬は、神供を奉奠

し造神宮主事は祝詞を奏上してこともおごそ

に屋船神を祀り奉るのである。

檐付祭 同五月二十三日（外宮は廿五日）に正

殿の御萱を葺き初め奉るため檐付祭が行はれ

同七月廿一日（外宮は廿三日）には千木、堅

魚木、御蔓覆等に御金物を飾り奉るため蔓祭

が行はれて昭和三年は經つて御造営の工事は

次第に進むのであります。

御戸祭 内宮は本年九月十三日御新殿にて、い

と森嚴に御戸祭を執り行はせられた。この祭

は俗に御戸立祭とも云ひ、また古來清鉢とも

申し上げてゐる。新たに作り奉つた御正殿の御戸に御鑰穴を穿ち奉る儀式である。午前八時から忌火屋殿前庭に於て典儀の諸準備が初められる。まづ神饌調理の役を承る權禪宜、宮掌出仕、各一名は前日から參籠潔齋し、忌火屋殿も今度新しく御造替になりました。祭庭係は神前に祭物二十七種、用具十六種を準備し、御新殿の御戸前正中の大床には葉薦を敷いて鑿一柄木槌一柄がおかれて典儀の諸準備が終ると、午前十時迄神宮側は忌火屋殿の前庭にて修祓をうけて御進殿へ參進し、神宮側は同じく修祓をうけて御本殿にまづ一拜し、つづいて御新殿に移れば、造神宮屬は神饌を献じ、祝詞を奏し、撒饌の後、祿宜大床に昇殿すれば、技手一員も昇殿して、花菱、三渦金物、八双金物等にて飾り立てられた木の香新らしき御戸の前に進みて、のみと槌とをもつて三度御戸の御鑰穴を穿ち奉る、祿宜は之を親しく檢知して同十一時半過ぎ祭儀は滞りなく終つた。なほ正午からは引續き同じ所役で、荒祭宮（外宮は多賀宮）の別宮に參進して御戸祭は執り行はせられた。

豊受大神宮の御戸祭は、皇大神宮と同様の御次第で九月十五日に行はせられた。

今度御造替の御戸は木曾御料林にて選木せられ伐採に三年間を要した實に樹齡八百十有餘年と稱せられる檜の巨材で作られたもので、長さ十尺幅五尺の原木を堅八尺八寸、横三尺五寸二分、厚さ二寸三分に仕上げられたものであると承る。數百年來の古例によつて、この御戸木は二つに割つて、内宮は神都の舊慶

光院領民五百餘名が奉曳し、外宮は神都の本町住民が大正十五年（二五八六）五月に曳きまゐらせたものである。

御船代祭 内宮は九月十七日午前八時三十分から御船代祭を御執り行はせられた。御船代祭とは畏くも大御神の御神體を鎮め奉る最も神聖なる御船代を奉彌して、豫め新御殿内に奉納するの御祭儀で、遷宮前儀のうちで極めて重大な祭儀の一つである。この祭式は前後三段に分れたまづ宮山祭と申す御船代用材の伐採、ついで奉影、奉納の御儀といふ順序で執り行はせられる。

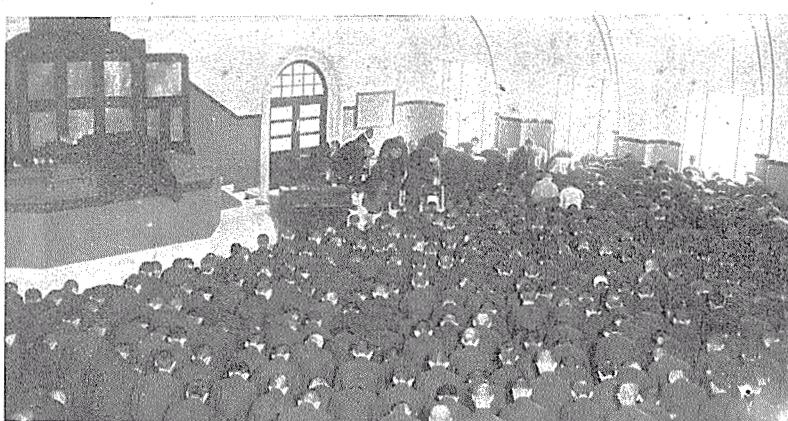
皇大神宮に於ては内宮宮域内の宮山祭場で、（豊受大神宮は土宮鳥居前の祭場）御油山の木本神を祭る御儀から行はせられる。奉仕員は造神宮主事をはじめ小工に至るまで十七員に大宮司以下祿宜・權祿宜・總員百名である。午前八時三十分、權祿宜は宮掌等五員を従へ、齋館前庭より参進して忌火屋殿前庭にて、忌物並に廿四種の神饌及び諸員を祓ひ清め、正殿中重に進んで八拜の禮をなし奉り、忌物および神饌の辛檻を昇立てて御正殿より十數町離れた宮山祭場に参着、先づ大麻をとつて祭場を清め、皇大神宮を初あ荒祭宮その他八別宮毎にそれぞれ青、黃、白、赤の五色の絹布の幣を樹て、葉薦を敷きて提案を設けてられた生きた純白の雌雄の鶏や玉子なごくさぐさの神饌、醸酒、清酒や鐵人形、鏡、鉢、長刀子等の忌物を奉奠し、宮掌は祝詞を奏上し忌鍼を以て忌物を地中に埋め奉る。

次いで御用材伐採の儀に移り、宮掌は草刈初の式を行ひ、小工二名は忌斧をふるつて御用

材伐採の式を行つて復座、ついで別宮荒祭宮をはじめ八別宮の木本に坐す神神を一度に招まゐらせたものである。

御船代祭 御執り行はせられて宮山祭を終かれて同様に御執り行はせられて宮山祭を終らせられた。

次いで、御鹽で清められながら大宮司以下、及び造神宮主事以下いづれも純白の齋服を着



式宮遙宮に於ける講堂學天

かれて正殿より順次御取除き申せば、ここに始めて奉彌の大役を承る造神宮技師は殿門に伺候し、左手に鑿、右手に木槌を持つて、まず正殿御料よりつづいて東西相殿神の御料とし順次三體の御船代を奉彌し終つて、祿宜は達式ならざるやを検知し奉るのである。この御儀は殿中の祕事にして、他の所役の奉仕員と雖も知ることは出来ないものである。

かくて最後の御船代奉納の御儀にうつり、總員は東寶殿に昇殿して御船代を順次出し奉り大床に昇ぎまるらせて新御殿に奉安を終らせられた。かくして十六日目に遷宮の本儀が行はせらるれば畏くも大御神は御新殿に神鎮りますのである。

外宮の御船代祭は九月十九日に内宮と同様の御次第で行はせられた。

御船代祭の前後に内院の殿舎はその全部が竣工し造神宮使廳から神宮司廳に引續ぐことになりこの御儀から後は神宮司廳の神官のみにより奉仕せらることになり、いよいよ遷宮本儀の準備を進めさせられるのである。

宇治橋渡始式 五十鈴川にわたせる宇治橋は大橋とも御裳河橋とも申し、古來神宮の所管の如くであつたが、徳川時代に至つて造營の事は山田奉行の手によつて行はれ、地祭、立柱渡初等の儀式は神宮に於て行はれた。明治二十年（二五四七）度から造營の事は造神宮使廳の主管に移り御遷宮の際に造替の例となつた。

渡始式は大宮司以下神宮司廳および造神宮使廳等の役員全部の奉仕にて執り行はれた。午前十一時より内宮齋館に參集したる總員は準備を整へて午後一時、こゝを出で、神苑より宇治橋上流の假橋を渡つて橋姫神社前の祭場に参進、先づ橋固めの式から舉行される。祭場では薺薦の上に着坐した參列者、渡女に一人の神官が大麻をとり、今一人の神官が御鹽をとり、大麻を大きく左右にふり、御鹽をばらばらとふりまき、ここに神官と參列諸員は清められた。くさぐさの神饌が傳進奉食せられ、祿宜が祝詞を奏し、大宮司以下の神官が八度立ち八度坐して柏手して拜し、橋工、技手が、六名の橋工によつてかつがれた辛檻を守つて橋の西詰の鳥居のところまで参進、權祿宜の修祓があつて、奉書紙をのし形に折りて、その中に五束の大麻をおさめた萬度麻が南側欄干の西の第二番目の柱に納められた。この時技手と橋工の二人は立ちて、柱をなかに向ひ合つて欄干に跨り、四人の橋工は青銅の葱花形の擬寶珠を捧げて柱にかぶせかける欄干上の二人は木槌で四本の鐵錠を打ち込むで橋固めの式を終つた。

ここに全員一同ははじめとは逆の行列で、假橋を西より東に渡つて新橋の東詰に至りて列を正し、渡女を先頭に一同これに隨ひ、列外として三重縣知事その他關係諸員渡橋して橋姫神社前に進み、一拜して全く渡始の式は終つた。

洗清 皇大神宮では九月二十四日（外宮は九月廿六日）午前十時から御新殿の洗清の御儀が執り行はせられる。式は先づ午前九時祭儀の諸道具を備備し、午前十時祿宜以下權祿宜

宮掌等殆んざ全員は齋館より參進し、正殿に八拜して新御殿深く參入、内院の版に着くと

禰宜二員は新御殿の御扉を開き奉り、權禰宜宮掌等が土器に淨水を盛り、洗清の御用器とともに傳進して殿内に納め、假幌をかかぐれば各禰宜は踏臺等を使用し新しき木綿に淨水をもつて、先に奉安したところの神儀を鎮め奉る御樋代、御船代をはじめ御玉奈井。御床なご殿内を、各權禰宜は大床。御階なごより東寶殿・西寶殿・外幣殿。御饌殿を洗清め、新御殿の御扉を閉ぢ奉り、同十一時過ぎ一同退下、荒祭宮を遙拜して、ここに洗清の式は終つた。

心御柱奉建 皇大神宮では、九月二十五日心御柱奉建の御儀が行はせられる。古くは心御柱祭とも申して、萬代不易の神宮正殿の中心の御柱を奉建せられる神祕にして重大なる神事であります。御式はまづ午後七時から祭庭に燈火を點じ、神域参道に庭燎を焚き、さきに神宮宮山において深夜神祕のうちに伐り出され御稻御倉(外宮は外幣殿)に安置されてゐた御柱を禰宜及び權禰宜宮掌等の四員が清らかな白綿で巻き、常盤なる御山の眞榊で奉飾しまるらせ、而して御新殿の御床下に絹垣を張りめぐらし、更に御柱が奉建せられる位置を中心周圍に御格子を嚴かに設へられたうちに右の御柱を安置して典儀の諸準備が全く終ると、定刻午後八時、衛士二員を先導に松明の光りにつれて、大宮司以下奉仕者一同参進し忌火屋殿前にて大麻・御鹽をもつて忌物、神饌唐櫃および奉仕の諸員を祓ひ清め、それより辛櫛を昇ぎ再び列を續けて御本殿に参進中壇の版につき、八拜の後西御門より新御殿

内院の版につき、ここに諸員は薦席の上に坐す。かくて同八時半禰宜は權禰宜・宮掌を從へ

縁垣をぐぐつて神氣迫る御床下に參進、忌火宮掌等が土器に淨水を盛り、洗清の御用器とともに傳進して殿内に納め、假幌をかかぐれば各禰宜は踏臺等を使用し新しき木綿に淨水をもつて、先に奉安したところの神儀を鎮め奉る御樋代、御船代をはじめ御玉奈井。御床なご殿内を、各權禰宜は大床。御階なごより東寶殿・西寶殿・外幣殿。御饌殿を洗清め、新御殿の御扉を閉ぢ奉り、同十一時過ぎ一同退下、荒祭宮を遙拜して、ここに洗清の式は終つた。

心御柱奉建 皇大神宮では、九月二十五日心御柱奉建の御儀が行はせられる。古くは心御柱祭とも申して、萬代不易の神宮正殿の中心の御柱を奉建せられる神祕にして重大なる神事であります。御式はまづ午後七時から祭庭に燈火を點じ、神域参道に庭燎を焚き、さきに神宮宮山において深夜神祕のうちに伐り出され御稻御倉(外宮は外幣殿)に安置されてゐた御柱を禰宜及び權禰宜宮掌等の四員が清らかな白綿で巻き、常盤なる御山の眞榊で奉飾しまるらせ、而して御新殿の御床下に絹垣を張りめぐらし、更に御柱が奉建せられる位置を中心周圍に御格子を嚴かに設へられたうちに右の御柱を安置して典儀の諸準備が全く終ると、定刻午後八時、衛士二員を先導に松明の光りにつれて、大宮司以下奉仕者一同参進し忌火屋殿前にて大麻・御鹽をもつて忌物、神饌唐櫃および奉仕の諸員を祓ひ清め、それより辛櫛を昇ぎ再び列を續けて御本殿に参進中壇の版につき、八拜の後西御門より新御殿

萬代までに、萬代までに
外宮の御時には

度會の豐受の宮の杵築して宮ぞ榮かゆる、

國ぞ榮ゆる、萬代までに、萬代までに
といふ平安朝時代から謡はれてゐた祝歌をう

をきつてまづ御燈火をあけ五色の幣を立てお鹽清めの後、權禰宜は忌物・神饌として古事記の長刀、小刀なごを供ふれば、禰宜は御前によつて雌雄の白鶴・鶴卵・鐵の人形・鐵の鉢を穿ち奉り、權禰宜恭しく心御柱を奉建すれば、大宮司は達式ならざるやと厳密に検知した。この御儀は神宮祕事としてたとひ他の所の役の奉仕員といへども知ることは出来ないとのことである。ついで忌鍬にて忌物を埋めて御柱根を固め奉り、周圍に瑞瑞しき枝榊五百本をめぐらし、ここに御儀を終らせられ、八拜八度拍手の上御燈火を下げては諸員は退下する。外宮では九月二十七日右内宮と御同様の心御柱奉建の御儀を行はせられた。

後鎮祭 十月一日には遷御前日の御儀が内宮で御執り行はせられた。この日午前七時半より皇大神宮の大宮地の神靈をまつり、新御殿の竣工を鎮齋し奉る後鎮祭が行はせられた。

水清き五十鈴川のほとり川原祓所に忌物・神饌幸榊を昇ざ据ゑまるらすれば、柏に袴姿の童女の行列は参進、童女は介添の權禰宜につれられて御祓を受け、午前八時、祭主宮殿下以下参進の後をうけて御本殿より御新殿内院に参着。内院御敷地には四方及び正中に五色の幣をたて、神饌および忌物に雌雄の白鶴と卵とを奉奠し、祝詞が奏せられ、次いで童女の辻築祭を行はせられた。辻築祭には祭主宮殿下をはじめ造神宮使以下饗膳に列し、ついで大宮司以下白布明衣を着し、白杖を携へて正殿に参進、大宮司は祝詞を奏し、諸員は新御殿の御床下に至り、内宮の御時には

て九月一日から八日間にわたつて、兩宮内院の御庭石として敷き参らす白石が奉獻せられた。白石奉曳者は未明より身を淨め揃ひの衣裳にて宇治山田市尾上町にて勢揃ひし、飾り立てる原始的大車に白石を滿載して奉曳

歌勇ましく一日から四日間は内宮に、五日から四日間は外宮にそれぞれ奉曳。奉仕者には火除橋前にて神官の修祓があり、五丈殿にて自白石を携へて御新殿の内院へ参入して献納し奉つるのであります。

御裝束神寶讀合 十月一日午前十時には遷御前日の儀として新宮外玉垣御門内の四丈殿において御裝束神寶讀合の儀が行はせられる。

遷宮について奉納せられる御裝束・神寶を授受する式で、四丈殿の外庭に第一より第十一に至る十一合の幸榊を据え、造神宮使・祭主副使は御裝束神寶讀合の儀が行はせられる。以下神官着座、かくて第一の幸榊は北の戸より殿内に昇入れられて中央に安置せられた

杵築祭 遷御の前儀も滞りなく進めさせられた内宮においては、九月廿八日午前十時御新殿の御竣工を祝ひまつり、御柱根を固め奉る御柱奉建の御儀を行はせられた。

畏しや、五十鈴の宮の、杵築してけり、杵築してけり、國ぞ榮ゆる、萬代までに、萬代までに
天照す大宮處、かくしつつ、仕へまつらむ
代までに

白石奉獻 神宮の御造營が全く完成し、御遷宮祭を執り行はせられるに先つて、宇治山田市ほかヒケ町村の舊神領民七萬五千人によつた。

市は川原大祓のため祓所に昇行がれ御式は終つた。今度の遷宮に御調製された御裝束は内宮七十種、外宮六十三種、御神寶は内宮十九種、外宮は三十種で、附屬品を加へると六千七百點の多數に達し、正倉院・熊野の速玉神社などに藏せられる古寶物に範をとり、昭和工藝の粹を盡して調製せられたもので、從來のはそ

の時代色が兎角濃厚であつたのを、今は全く古儀に復することになつたと承はる。この裝束、神寶は豫め造神宮使廳から之を神宮に納められ遷宮前日の十月一日(外宮は十月四日)には之が授受の行事なる御裝束神寶讀合の儀が行はれる順序になつてゐる。

清められた假御船代、假御船代、行障、絹垣、執物神寶等の遷御の御物は本宮の御床下に、其の他御新殿を粧ひ飾り奉る御装束等の御物は御新殿に運び納れ奉り、更に神官一同は諸々の罪穢を祓ひ清めて愈々遷宮本儀の大任にあたるのであります。

四遷宮本儀

古は營造神寶裝束使で遣られた御裝束神寶を式月に入つて京都から神寶使を派遣して之を奉納せしめられたが、その發遣の當日は諸司の慶務を仰出されて百官をして謹慎恭敬の意を表せしめられ、なほ宮中に於いて祓禊を行はせられ、又中臣氏を京畿内及び近江、伊勢並に大神宮司に遣はして、同じく祓禊せしめられる御例であつた。現今は畏くも御裝束神寶が出來上がれば之を宮中に運び納れて、天覽に供し奉る御例であつて、明治二十一年（五四九）及び四十二年（二五六九）度には宮中鳳凰の間に於いて仔細に天覽遊ばされたと洩れ承つて居る。

外宮では十月四日内宮と御同様の御裝束神寶讀合の御儀が行はせられる。

川原大祓　十月一日に遷御前日の儀として御裝束神寶讀合の儀が終ると、午後四時から神域内川原祓所にて川原大祓が行はれる。内宮は五十鈴川の瀧祭の神の南方で、外宮は十月四日別宮遙拜所の南方三つ石の所で行はれる。即ち先に造神宮使から受取つた御裝束神寶を朱塗又は黒塗の御辛檀に納めた儘、白絹を覆うた假御桶代、假御船代の遷御の御用具と共に川原祓所に昇ぎ据ゑ、祭主以下百數十人の神官は新調の東帶衣冠に明衣を着けたる裝にて之に列し、午後四時頃ながれ清き五十鈴の川に臨んで祓を受けるのである。かくて祓ひ

四、遷宮本儀
遷御の儀 十月二日(外宮は十月五日)は遷御の當日で先づ正午から御飭の儀を行はせらるゝ即ち新に調進せられた御裝束で新宮の御殿を裝飾し遷御の御準備を致すのであつて、奉仕は大宮司、少宮司、祿宜が之に任じ祭主が之を檢知するのである。此の行事は神宮に於ける最も嚴重なる祕事として其の作法は鄭重を極めたものである。今その古儀を尋ねる「皇太神宮儀式」に、内宮正殿内の壁代、御帷等の御飾は十四日に奉仕し、十六日即ち遷御當日に至り遷御の儀に先づて新殿内に御裝束物を奉進したことが見えて居り、また「豐受大神宮儀式帳」にも同じく遷御前々日に御壁代御帷等を奉仕し、遷御當日に御裝束物を奉進したことが記述されて居り「延喜太神宮式」には遷御前日に御飾を奉仕すること並に之に先づて祭主若くは宮司をして其の由を神前に告げ申さることが規定されて居る。然るに建久、文永、寛正等の遷宮記には之が遷御當日に行はれたことが見え、其の後徳川時代には遷御前日となり、明治以後再び遷御當日に行はるることとなつた。
茲に大儀の準備整ひ午後四時の第一鼓を相圖に奉仕の諸員神苑に參集する。此の大儀に方りて朝廷よりは、神儀奉遷の大役を奉仕せらるゝ

る奉遷使（勅使）として特に掌典長を差遣せらるる御例である。掌典長は掌典、掌典補二人、宮内属一人を随へて参向せられ、先づ大御神の御鎮座まします神都、宇治山田市に入るに際して、宮川の祓所に於いて大麻、御鹽の祓を受けさせられる。抑も神宮に参向せらるゝ勅使は、宮域に入るに先づて宮川に於いて修祓せらるる御例であつたが、明治三十八年（二五六五）以後祓所を山田驛附近の世木社境内に移し年中恒例。臨事の奉幣の勅使は此處で御祓を受けさせられて居るのであるが併し此の式年遷宮の場合は特に古例に従つて宮川に於いて勅使（奉遷使）及び祭主宮の川原祓を修せらるるのである。奉遷使（勅使）は川原祓の後、直に勅使齋館に入つて沐浴潔齋を遂げ、當日は束帶に木綿鬘の裝束にて勅使齋館より宮域に參入せられる。

と云ふ純白の生絹を以つて作れる裾の短い闌腋袍を東帶の上に著け、冠には木綿鬘をかけ又神儀奉戴所役の大宮司・少宮司。禰宜は更に木綿襷を兩肩より十字に結ぶ。權禰宜以下も東帶衣冠の上に巾明衣と稱する幅九寸六分、長五尺六寸の白の生絹を左肩から腋にかけて結びて最も重い神事の裝をするのである。

以上の奉仕員の外に前例に依れば、内務大臣として式中に参列せしめられたのであるが、當度は内閣總理大臣を加へられ、何れも衣冠の装にて参列し、且つ渡御の際には神儀の後陣に供奉せしめらることとなつた。首相が神儀渡御に供奉することは實に昭和聖代の御創始であつて御慮の畏さ、更に又當度より初めてこの大儀の参列員を定められ、廣く文武百官の代表者數百名を参列せしめらることとなり、是等の参列者は大禮服又は正装にて御儀に参加し奉る。以上の多人數の奉仕員及び参列員が一鼓の時刻に齋館の前庭に参集するのである。次いで午後五時の第二鼓を報ずれば、祭儀の施設が總て辨備せられる。即ち御本殿及び御新殿の御垣、鳥居等には垂手を付けた御神を飾り、中重鳥居兩側には百二十八本の八重神が奉飾される。瑞垣・蕃垣・玉垣等の各御門には御幌を奉懸し、中重及び渡御の御道筋には庭燎を設け、參道各所には高張提灯を設けて祭庭及び其の周圍を裝飾する、而して祭儀の儀仗として付せられたる三十三聯隊の一箇大隊の儀仗兵は豫め参進して本宮御門前石垣下のところに堵列する。

仕の諸員一同は齋館前庭に列立し千古の森の
靜寂を破つて鳴り渡れる午後六時の第三鼓を
合圖に、先づ奉遷使（勅使）次に祭主以下百
數十人の神官列を整へ、威儀を正してしづし
くと參進して、第二鳥居外に列立、こゝに宮
掌は大麻・御鹽を以て奉遷使以下を祓ひ清め
次で御新宮の御前なる参道の玉串行事所にお
いて、奉遷使・掌典祭主・大宮司・少宮司・禰宜
の順序にて玉串所役權禰宜より櫛に木綿を付
けた太玉串を受けて、左右に二枝づゝ（外宮
は左右に一枝づゝ）捧持して東御敷地なる本
宮の外玉垣御門を入りて奉遷使は中重の東の
石壺の版に、祭主以下は西の石壺の版に、着
く。次に奉遷使以下奉持の太玉串奉奠の儀を行はせらる。即ち奉遷使・掌典の太玉串は
内玉垣御門前東方に、祭主以下神官の太玉串
は同西方に供進し奉つた。此の行事も神宮祭
儀の由緒ある古儀の一であつて、往昔は内玉
垣御門前に設けられてあつた。八重櫛の石壘
の上に太玉串をさし加へたのであつた。

營成れるによつて神儀を遷し奉る旨を大御神に申し上げられるのである。この時祭官一同座にあるものは俯伏し列にあるものは磬折し、紺の御ふさ附きたる御鑰をうけて小宮司とともに御正殿に參昇して伶人の奏樂裡に御扉を開き奉る。祭官其の他の俯伏磬折は前と同様である。次で權禱宜は特に許されたる東帶にて、太古そのままの火鑽具にて淨火をきり出し、火桶に入れて昇階、殿内及び大床に實に二十一年目の御火をあけまるらすれば、祭主宮殿下・大小宮司・禱宜殿内に祇候して遷御の御準備をなし奉る。此の時禱宜・權禱宜は西御敷地の御新殿に参入し、御扉を開きて、殿内・大床に御神火をあけまるらせて入御の御準備を申上げて復座。かくして愈々渡御の御儀に移る。先づ供奉の御列を整へる爲めに、奉遷使は御階の下東方に、祭主宮殿下は御階の西方に直立せられ、權禱宜の読み上げる召立文に隨て前陣・後陣の神官は手袋を着け一々當度調進の御裝束・神寶を捧持して列に就く、之を執物奉仕とも呼ぶのである。御列整へば宮掌補ほか六員は御本殿御階下より御新殿御階下に至る遊道の上に、内宮は延長一千五百尺、瑞垣御門下西側(外宮は東側)にて宮掌鶴鳴三聲を奉仕する宮掌は右手に持つた長さ約一尺の檜扇で軽くはたはたと自分の左袖及ぶ頃、瑞垣御門下西側(外宮は東側)にて宮掌鶴鳴三聲を奉仕する宮掌は右手に持つた長さ約一尺の檜扇で軽くはたはたと自分の左袖唱へ奉る。この鶴鳴の神事と共に奉遷使階下の内宮は「カケコウ」外宮は「カケコウ」と三度唱へ奉る。この鶴鳴の神事と共に奉遷使階下

兩宮遷御の御列

火(一員)・宮掌(一員)の順序の如く、奉遷使は神儀の大御前に、祭主は御後に供奉せられ、前陣後陣の多くの人垣の奉仕の中に御新殿に進御あらせられるので内玉垣御門前よりは莊重典雅なさまで内閣總理大臣以下の供奉諸員も御列の後方に入りて衣冠の装に威儀正しく新宮の御門前まで供奉申上げる、數百名に上る参列の諸員も亦大禮服若くは正装にて外玉垣御門前より御列について新宮外玉垣御門前まで參進いたします。畏れさも此の夜、聖上陛下には午後七時三十五分御座所をお出ましになり、綾崎殿に渡御、御東帶に黄櫨染の御袍に御召替あらせられ白の祭服に身を正した掌典次長御先導、侍従長、御劍捧持の侍従、御璽捧持の侍従、式部長官その他侍従武官が供奉し、つゞいて御正装の高松宮殿下を始め奉り、御在京の各宮殿下も供奉し給ひて神嘉殿の南庭へ出御遊ばされ、白木の御假屋に入らせられ、眞薦の上に青疊を敷ける上に御端座遊され、各宮殿下は御帳の外に立たせられた。時しも正八時鶏鳴三唱の神事執り行はるゝ時刻至つて、陛下には遙に西西南の方に向はせられ親しく御遙拜遊ばされる。なほ同時刻に青山東御所におはします皇太后陛下には御所の南内庭にて御遙拜遊ばされましたが、皇后陛下には御慶事後の御事とて御遙拜を御取止め遊ばされたとも承る。

さて神儀が本殿より新殿に渡御せらるる間、内院及び御道筋の庭燎は悉く打消されて、只前陣後陣の松明のみあかあかと老杉の梢をみせて千古の闇を照し、萬籟寂として聲なき裡に伶人の奏する大雅な神樂歌・和琴・算策・笛

の音のみ幽かに瀧瀧と流れ渡り望なる神氣は九十五町歩餘の神域を包んで其の崇高・神祕・幽玄なることは大御神の居ませし神代日本そのままであります。静かに嚴かに神ながら神神しく御神體は渡御を進めあそばす。特に許されて御沿道の奉拜所に堵列せる萬餘の奉拜者は自ら一齊に奉拜柏手し奉るが、その光榮とかたじけなさに感激して日本臣民としての甚深の真心を捧ぐるのである。畏れども神と民とは融會して全一の光景を現出する。かくて芽出度く新殿に入御せらるれば、祭主大宮司・少宮司は昇階殿内に祇候し、禰宜は大床及び御階に候して、權禰宜の讀上げる召立文に應じて前陣後陣の御裝束神寶を次第に殿内に傳進奉納し、内宮にありては御鉢四竿・御弓四張・御楯四枚を大床御戸脇の左右壁持の上に寄せ奉り、詫つて諸員内院の版に著き、殿内の御燈火を下け、大宮司・少宮司は奏樂裡に御扉を閉ぢ奉る。祭官の俯伏磬折は前と同様である。次で奉遷使(勅使)御階下の版に進みて御祭文を奏上して、芽出度く遷御の大儀畢らせられたる山を大御神に申し上げ神安らげく鎮りますやう祈願をこめ奉る。この間諸員は俯伏磬折する。之にて新殿渡御の御儀は芽出度く神神しくも畢つたので、大宮司は奉遷使の前に進んでその旨を告げ申し、次で版位に退いて奉拜八度拍手兩端の禮を行ふ。此時神域の秋の夜の天は高く數多の星辰は一段の光をますのである。

かくて一同参進の順序にて退出、更に荒祭宮(外宮は多賀宮)遙拜所に至りて奉遷使(勅使)祭官、供奉の諸員等奉拜八度拍手兩端の禮をなし奉り、畢て退下、参列の諸員も奉遷使は自ら一齊に奉拜柏手し奉るが、その光榮とかたじけなさに感激して日本臣民としての甚深の真心を捧ぐるのである。畏れども神と民とは融會して全一の光景を現出する。かくて芽出度く新殿に入御せらるれば、祭主大宮司・少宮司は昇階殿内に祇候し、禰宜は大床及び御階に候して、權禰宜の讀上げる召立文に應じて前陣後陣の御裝束神寶を次第に殿内に傳進奉納し、内宮にありては御鉢四竿・

(勅使)祭官の退出後順次板垣御門前に於いて拜禮し畢つて退下する。總べてが極りない神神しい感激にひたる。

五、遷 宮 後 儀

大御饌供進の儀 遷御の御儀が畢ると、其翌

日十月三日(外宮は十月六日)午前六時、祭主以下参進して瑞垣御門前に於いて新宮最初

の大御饌供進の儀が行はせられる。衣冠に木綿髪をかけられたる祭主宮殿下、大宮司以下

神官、伶人は忌火屋殿前庭の祓所にて神饌、

辛檀とともに祓ひ清められ、次いで御費調舍に参進。そこでは宮掌は種種の御贋を辛檀か

ら取出し、權禰宜之を調理し、御鹽を和して

辛檀に納め、瑞垣御門前に参進、ここにて御

裡に御簾を敷き、高案を設け、伶人の奏樂

裡に禰宜は神饌を供し、初獻の神酒を食じ、

大宮司は祭主宮殿下より祝詞文を受け奉りて

案前の版につき祝詞を奏し終り、二獻三獻の儀あつて撤饌して式をはらせらる。式の御

渡の御儀がある午後二時大宮司以下神官は衣冠にて奉仕、小宮司および禰宜は古殿の御扉を開き奉り古殿に納められたる幣帛神寶の類を順次捧持して御新殿内に移し奉る。大宮司

を順次捧持して御新殿内に移し奉る。大宮司には御鹽をもつて殿内を清め御鑑をうけて御

本殿の御扉を閉じ奉り、御鑑に封紙を仕つて

この御儀式は終はせられた。之は「太神宮式」に「其舊宮寶遷收新殿」とあるのが即ち

これに第五十八回の皇太神宮遷宮の御祭儀は全く終らせられたのである。外宮にては十月六日に内宮と御同様の御次第にて大御饌・奉

奉遷使官幣を奉じ東帶に明衣を召し、木綿髪をかけられたる祭主宮殿下以下神官

奉遷使官幣を奉じ東帶に明衣を召し、木綿髪

と共に参進し、第一鳥居内に於て官幣及び奉遷使以下の修祓のことがあり、次いで掌典補

は辛檀より官幣と送文を出し、權禰宜送文を

に秘曲奉奏を行はせられる。之は第百二十二

代明治天皇(一五二七—二五七二)の特別

の御召を以て明治二十二年度(二五四九)よ

り初めて行はれたのである。先づ午後六時大

宮司以下神官は、新宮内院に参進して大御饌

を奉奠し、祭主宮、祝詞を奏上して撤饌。新

宮内玉垣御門前に設けられたる神樂舎の御前には二つの庭燎があかあかと焚かれ、祭主宮

殿下以下は西側に東面して列座、奉遷使以下は東側にこれに對して着座、大宮司は神鏡を

取りつけたる榊を捧げて新正殿の階下に進み

一拜して、これを人長に授くれば、青摺の小

忌衣をつけ笏を挾み太刀を帶びたる人長は神

樂舎の御火の前にて召立の位置につき、摺足

優雅に作法を行ひつつ音吐朗朗「和琴仕うま

つる男子召す」「本歌仕ふまつる男子召す」な

ど召立すれば、聲に應じて召されたる所作人

は一曲奏樂を奉仕した。ついで樂長以下樂師

十八名の宮内省雅樂部員は「榊」「韓神」「千

歳」「薦枕」なきの曲を奏進し終つて一同退下

齋館に入つた。かくて十時ごろ再び奉遷使。

祭主宮殿下以下参進、「早韓神」「朝倉」なき

の御神樂を奉奏したが、いよいよ秘曲を奏し

奉る時には、直接奉仕の伶人のほかは悉く帳舍に退き、神樂舎からは和琴、篠篥なきの妙に雅びなる韻律が秋涼の神域の老杉の梢の暗を流れては絶え、絶えては流れて夜もほのほ

のと白み始むる時に終るのであると承はる。

かくして神宮遷御の祭儀は全く終らせられたのであります。別宮の祭儀はこの後も引き續ぎ行はせられ、昭和四年十二月十日を以て終

りとなさるのであります。左に繁を厭はず御
祭儀の日時表を添へます。

當度御造營諸祭儀日時表

	神御 寶裝束 合	祓川原大	伊佐奈彌宮
瀧原宮	昭和四年十月三日午前十二時	瀧原宮	昭和四年十一月五日前二時
瀧原並宮	昭和四年十一月五日午十二時	瀧原並宮	昭和四年十一月五日前二時
若宮神社	昭和四年十一月五日午後一時	若宮神社	昭和四年十一月五日前二時
伊雜宮	昭和四年十一月七日午前十一時	伊雜宮	昭和四年十一月七日前十一時
佐美長神社	昭和四年十一月七日午十二時	佐美長神社	昭和四年十一月七日前十一時
風日祈宮	昭和四年十一月九日午前十一時	風日祈宮	昭和四年十一月九日前十一時
土月夜見宮	昭和四年十一月九日午前十一時	土月夜見宮	昭和四年十一月九日前十一時
豐受大神宮	昭和四年十月四日午前十時	豐受大神宮	昭和四年十月四日午前十時
菟多賀宮	昭和四年十月九日午後四時	菟多賀宮	昭和四年十月九日午後四時
豐受大神宮	昭和四年十月四日午後四時	豐受大神宮	昭和四年十月四日午後四時
菟祭宮	昭和四年十月九日午後四時	菟祭宮	昭和四年十月九日午後四時
伊佐奈岐宮	昭和四年十月三日午後三時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月三日午後三時
伊佐奈彌宮	昭和四年十月三日午後三時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月三日午後三時
瀧原宮	昭和四年十一月五日午後三時	瀧原宮	昭和四年十一月五日午後三時
伊雜宮	昭和四年十一月五日午後三時	伊雜宮	昭和四年十一月五日午後三時
風日祈宮	昭和四年十一月五日午後三時	風日祈宮	昭和四年十一月五日午後三時
瀧原並宮	昭和四年十一月五日午後三時	瀧原並宮	昭和四年十一月五日午後三時
豐受大神宮	昭和四年十一月三日午後三時	豐受大神宮	昭和四年十一月三日午後三時
伊佐奈彌宮	昭和四年十月九日午後三時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月九日午後三時
瀧原宮	昭和四年十一月六日午前十時	瀧原宮	昭和四年十一月六日午前十時

遷	瀧原並宮	昭和四年二月六日午十二時
御	伊雜宮	昭和四年二月三日午前十時
佐美長神社	昭和四年一月三日午十二時	風日祈宮
月夜見宮	昭和四年一月四日午前十時	土宮
風宮	昭和四年一月十日午前十時	月讀宮
皇大神宮	昭和四年十月二日午後八時	多賀宮
豐受大神宮	昭和四年十月五日午後八時	月讀宮
荒祭宮	昭和四年十月十日午後八時	伊佐奈岐宮
瀧原宮	昭和四年十月二十日午後八時	伊佐奈彌宮
若宮神社	昭和四年十一月六日午後十時	伊佐雜宮
佐美長神社	昭和四年十一月七日午後八時	風日祈宮
月夜見宮	昭和四年十一月八日午後八時	皇大神宮
風宮	昭和四年十一月九日午後八時	古物渡
奉幣	昭和四年十一月十日午後八時	大御饌
皇大神宮	昭和四年十一月十一日午後八時	豐受大神宮
豐受大神宮	昭和四年十一月十二日午後八時	月讀宮
伊佐奈岐宮	昭和四年十一月十三日午後八時	伊佐奈彌宮

以上は極めて梗概ではあるが式年遷宮祭の本義を叙述したものである。この御祭によつて二分に象徴されて居ると拜察されます。而してこは何物を以ても比べられないものであり如何なる力を以しても成し能はぬものである。國憲、國法、國風、國民道德、國民信仰、國民生活なきに獨特の精華を發揮する所以のものその淵源は茲にある。神國日本人の光榮、英國日本人の感激は言擧げせずして八千萬同胞の心から心に胸から胸に電氣に打たれたそれのやうに響き亘るのである。神德の廣大であり無邊であることを奉讚して現津神であらせらる、昭和の聖天子の御代を手長の御世と常磐に堅磐に守らせ、茂し御世に幸はへ給はんことを縮み畏みて宇事物うな根つきぬきて祈り奉る。

六
結

伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後二時
瀧原並宮	昭和四年十一月六日午後二時
瀧原並宮	昭和四年十二月六日午後二時
伊雜宮	昭和四年十一月三日午後十時
風日新宮	昭和四年十二月三日午後十時
土官	昭和四年十一月廿日午後十時
月夜見宮	昭和四年十二月四日午後十時
風宮	昭和四年十二月十日午後十時

荒祭宮以下各別宮及攝社以下大御供並奉幣の儀は各
神社神嘗祭の當日之を行ふ。

心とし、全員力を發せて益々其の成績を向上し、其の特色を發揮せらるんことを一言

の事業の發達著しきものありと雖も、これが基調をなすものは一に教育の力に由る所なりと信ず。

本學は明治十九年關西法律學校の名に

より創設せられてより茲に四十餘年を

閱し、各部卒業生を出すこと實に七千

七百餘人、濟々たる多士彬然として社

會の各方面に活躍し、或は政治家とし

り、或は實業界に入りて商工都市重要

の人物となり、我が國運の發達に寄與

貢献したる所頗る大なり。

爾來職員の精勤恪勤と學校關係者の苦

心とに依り校運次第に隆盛に向ひ、茲

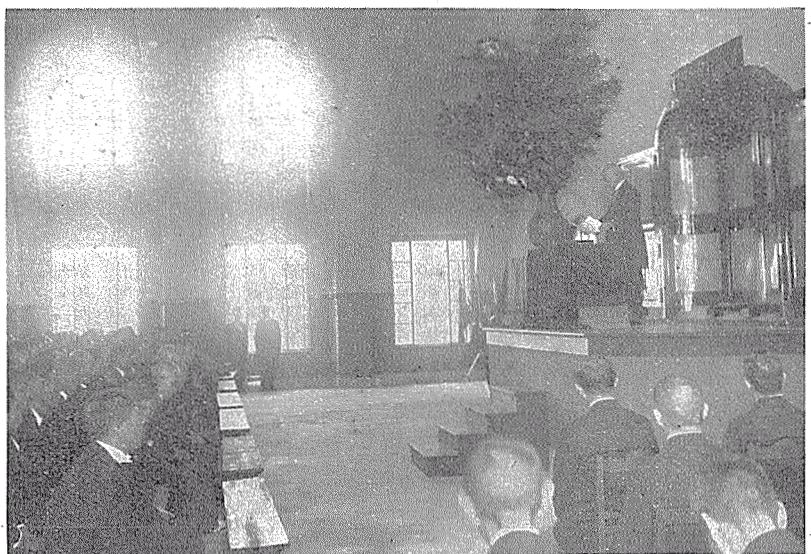
に専門教育實業教育の機關を整へ、今

や結構堅牢にして設備擴張せる校舍新

に就りて一大學園の完成を遂げたるは

我國教育の爲めに慶祝に堪へざるなり

氏平作内武代校友讀間を辭報する



以て祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

文部大臣 小橋一太

大阪府知事辭

本日茲に關西大學專門部、關西甲種商業學校並に附屬關西大學第二商業學校校舍たる天

六學舍新築、茲に工を竣へ本日を以て落成の式典を挙げる。誠に慶賀に堪へざるなり。抑も本校は明治十九年關西法律學校と

して開校されたるに創まり、爾來幾十星霜

校基時と共に整ひ、校運年を逐うて進み其

間幾多の人材を輩出して社會に貢献する所

頗る多し。其功績是に顯著なりと謂ふべし

其の校風を慕うて校門に集まるの學徒の近時



冀くは職を本校に奉ずる教職員各位は益々

協力奮勵せられ、生徒諸子は益々精勤學德

の研磨に努め校舍の偉觀と相俟て勵發揚せられんことを一言舒へて祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

大阪市長 關

本日茲に關西大學天六學舍新築落成式を行せらる、洵に慶賀に堪へざるなり。

爾今益々教育の實績向上に努め更に一層施設の充實を圖り、内容の改善を致し、以て幸とする所なり。

本日茲に關西大學天六學舍新築落成式を行せらる、洵に慶賀に堪へざるなり。

古人の曰く居は氣を移すと。蓋し居新にして

激渾の氣進取の力隨て生じ来るなり。職員

諸君生徒諸子庶幾くは永く今日の心を以て

前號所報の如く、本學天六學舍は起工より一年有餘、九月十五日愈その竣工を見るに至つたので、同二十二日午前十時より新學舍大講堂に於て落成式を挙行した。この日數日來の宿雨新に霽れて、そよと吹く秋風に爽氣學舍の四隣に充ち亘る絶好の日和に恵まれ、朝野貴紳の來賓、校友その他の關係者の參列多數に及び、新講堂初ての舉式は實に感激溢るものがあつた。先づ仁保學長は一場の式辭を述べ(第二頁参照)ついで砂川建築委員長は本學舍建築諸般に關する工事報告をなし、それより小橋文部大臣柴田大阪府知事・關大阪市長、稻畑大阪商工會議所會頭、武内校友總代の各祝辭あり盛大裡に式を閉ぢた。尚式を終つて一同新學舍内を參觀し、正午より屋上露臺において立食の宴を張り、本學の前途を祝福しつ解散した。

左に當日の祝辭の主なるものを摘錄する。

文部大臣祝辭

關西大學專門部及び兩附屬商業學校校舍新築工を竣へ、本日其の落成式を挙行せらる察するに餘りあり。

職員諸君の喜や想ふべく、生徒諸子の意氣古人の曰く居は氣を移すと。蓋し居新にして

激渾の氣進取の力隨て生じ来るなり。職員

諸君生徒諸子庶幾くは永く今日の心を以て

大阪市長祝辭

大阪府知事 柴田善三郎

昭和四年九月二十二日

本學の聲譽を大ならしめ國家の隆昌に貢獻せられんことを。本日の盛儀に際し、一言を述べて祝辭となす。

惟ふに我大阪は帝國商工業の中権にして、

國家經濟の發展を雙肩に荷ふ重責に鑑みる

ときは、教育機關の完備一日も忽諸に附す

べからざるは言を俟たざる所なり。

本學は大阪に於ける古き歴史を有し、我國

教育界に多大の貢獻を齎せらるは世人の

周知する所なり。然るに今や亦茲に堂々た

る本學舍の新容を整へ國家有爲の青年を養

成せられんとするは、吾人の深く多とする

所なり。

冀くは學長仁保博士始め教職に當らるるの

各位は、新築を一期として更に克く本校設

立の趣旨に鑑み、廣く中外の趨勢に察し、

愈々勵勵を加へられ以て本校の聲價を顯揚

せらるべく、又學生諸子は夙夜孜々以て學

業の大成を期せられんことを。茲に一言陳

へて祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

大阪商工會議所會頭 稲畑勝太郎

校友總代祝辭

本日茲に關西大學天六學舍竣工式典に列

し、不肖僭越を顧みず本學校友を代表し祝

辭を述べるの榮譽を荷ふ。感激何物にか譬

へん。

惟ふに母校關西大學は創立以來四十有餘年

學運日に月に進み、今や全學六千の學生生

徒を收容し實に本邦私學の一權成たり。而

して曩に千里山學舍を始め、圖書館の工成

り、今日又專門部並に附屬商業學校の校舍

たる天六學舍の竣工を見る。洵に芽出度限

りと言ふべきなり。而も本學舍たる、千里

山學舍との連絡亦便なるの地に位し、延坪

二千に餘る大建築にして、様式其他萬般の

設備何れも近世の模範たるを誇り得るは更

に吾等の欣快とする所、この機に臨み吾等

多幸ならんことを期して止まざるものなり

一言燕辭を述べて祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

關西大學校友總代 武内作平

二十年一度の御大儀である神宮の御造營工事が完成せられ、皇大神宮におかせられては十月二日の吉辰を以て遷御の御儀式を執り行はせられたるにつき、本學にては二日午前十時より天六學舍講堂に於て、遙拜式を擧行した。理事、教職員

學部、大學豫科、專門部及び附屬商業學

校の學生徒參列の裡に開式、一同先づ

東方神宮に向つて恭しく遙拜し、それよ

り砂川理事は教育に關する勅語を奉讀、

ついで小泉教授の神

宮式年遷宮祭に就いての謹話あり、十時四十分靜肅裡に式を閉ちた。

河村信一氏（教授）左記に轉居。

河村信一氏（助教授）左記に轉居。

河村宣介氏（助教授）左記に轉居。

經濟學部經濟學科第三學年 森井 惣吉
專門部國漢文專攻科第三學年 中 正男

大山教授日本社會學會
大會出席

教授大山彦一氏は十月五日より三日間名古屋において開催された日本社會學會大會に出席された。尙同大會では公民教育に關する文部省諮詢案その他重要事項が審議決定されたる由。

二十一年度の御大儀である神宮の御造營工事が完成せられ、皇大神宮におかせられては十月二日の吉辰を以て遷御の御儀式を執り行はせられたるにつき、本學にては二日午前十時より天六學舍講堂に於て、遙拜式を擧行した。理事、教職員

學部、大學豫科、專門部及び附屬商業學

校の學生徒參列の裡に開式、一同先づ

東方神宮に向つて恭しく遙拜し、それよ

り砂川理事は教育に關する勅語を奉讀、

ついで小泉教授の神

宮式年遷宮祭に就いての謹話あり、十時四十分靜肅裡に式を

閉ちた。

河村信一氏（教授）左記に轉居。

河村信一氏（助教授）左記に轉居。

學部大學豫科
並關西甲種商業學校
業學校天六學
舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式

學部、大學豫科並

業學校天六學

舍落成式



專門部並第一商業學校

專門部並に關西大學第二商業學校の天六學舍落成式は九月二十四日午後四時より專門部の第二學期始業式を兼ねて大講堂に於て擧行、仁保學長の式辭の後、專門部主事武田藏之助

關西甲種商業學校彙報

陸上大運動會——十月六日千里山關西大學グラウンドに於て開催、絶好の運動日和に恵まれて觀客も多く稀に見る盛會であつた。

關西大學校友總代 武内作平

一七

第四回 大學祭豫報

本學最大の年中行事である大學祭は来る二十六、二十七の兩日、天六學舍並に千里山學舍において開催することとなつた。行事種目、各係役員名は左記の通りである。

員		委		副會長		仁保龜松	
區	分	教職員		(主八主任ヲ示ス)		木戸卯之助	仁保龜松
講演係	小泉幸治	森本崎嶋	下莊嶋卯次郎	矢吉安藤	大山彦一	大山彦一	武村田上藏喜之助
運動競技係	(主)小泉幸治	(主)森本崎嶋	(主)下莊嶋卯次郎	(主)矢吉安藤	(主)大山彦一	(主)木戸卯之助	(主)仁保龜松
展覽會係	(主)岩堀新	(主)森本崎嶋	(主)下莊嶋卯次郎	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)大山彦一	(主)武村田上藏喜之助
風俗行列係	(主)堀新	(主)森本崎嶋	(主)下莊嶋卯次郎	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)木戸卯之助	(主)仁保龜松
接待係	(主)藤水大武	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)大山彦一	(主)武村田上藏喜之助
音樂會及儀物係	(主)藤水大武	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)木戸卯之助	(主)仁保龜松
賣店係	(主)中賀木	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)大山彦一	(主)武村田上藏喜之助
宣傳及印刷係	(主)中賀木	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)木戸卯之助	(主)仁保龜松
衛生係	(主)内多精一	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)大山彦一	(主)武村田上藏喜之助
設備係	(主)河内	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)木戸卯之助	(主)仁保龜松
會計係	(主)河内	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)大山彦一	(主)武村田上藏喜之助
庶務係	(主)桂廣	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)木戸卯之助	(主)仁保龜松
運動競技場取締係	(主)中谷敬壽	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)大山彦一	(主)武村田上藏喜之助
各部交渉連絡係	(主)山内六郎	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)木戸卯之助	(主)仁保龜松
一般取締係	(主)矢島彪	(主)堀新	(主)正徳人之	(主)田邊三枝樹	(主)口吉田藤	(主)大山彦一	(主)武村田上藏喜之助

關西大學學報 第七十三號
大學祭行事種目

大學祭行事種目

多年の懸案たりし關西大學校友會關門支部設置の機運漸く熟し、去る九月七日午後五時半より下關市城山公會堂城山俱樂部において發

野口義樹、木本龜太郎、
役員氏名

石川七之助、濱崎多松、西清、堀元嘉平
治、鳥井利之、岡本勤治、高野時治、中井勝
宗岡光龜、内田重成、原田市之進、椿了
脣口義樹、木本龜太郎、本間超三。

原田市之進、濱崎多松、西 清、堀元嘉
平治、鳥井利之、岡本勤治、高野時治、樺
了、宗岡光龜、

第一條、本會ハ關西大學校友會關門支部ト稱ス。
第二條、本會ハ關門附近在住ノ校友會員ヲ以テ組織ス。
第三條、本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ本大學
ノ發展ヲ計ルヲ以テ目的トス。
第四條、本會事務所ヲ左記ノ箇所ニ設ク。

第五條、本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

校友會東京支部にては十月一日午後五時より
神田區駿河臺主婦の友社講堂に於て秋季總會
を開催した。會するもの約四十名、役員の任
期満了につき改選の結果支部長に武田宣英氏
副支部長に森岡保喜氏、幹事に田中右橋、山
口直三郎、古田吉五郎、有田秀造、板橋菊松
安村竹松、田村清吉、永田宗太郎、山本仲次
郎、松澤卓規、北山義衛、加邊力、山田太能
三森武雄、水上孝正、小池義一、吉田金吾、
池谷龜太郎、貴志房廣、岡本四郎九の諸氏が
當選した。

支部長 一名、幹事 若干名
支部長及幹事ハ會員總會ニ於テ選任ス
第六條、支部長ハ本會一切ノ事務ヲ總括ス。

尙議事終了後卓を囲みデザートコースに入るや武田支部長より就任の挨拶並に母校の現状に關して詳細なる説明あり、次いで森岡副司

幹事ハ支部長ヲ補佐シ諸般ノ事務を

に關して詳細なる説明あり 次いで森岡富吉
長の挨拶よりて後各自簡單なるスピーチを以て

第七條、役員ノ任期ハ満一箇年トス、但再選ヲ妨ゲ

長の挨拶ありて後各自簡単なるスピーチをなす

第十條 徒員ハ候期ノ滿一箇年ノ後但再選ラ如クズ。

し互に胸襟を披き十二分の歡を盡して午後十

第八條、会員ハ会費トシテ毎年金壹圓ヲ納ム可シ。

時散會した。因に當日の出席者は左記の諸氏

第八條、會員ハ會費トシテ毎年金壹圓ヲ納ム可シ。

である。

第九條、會員總會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ必要ノ場合ハophile總會ヲ開クコトナ得。

である

第十條、本會則ハ總會ニ於ケル出席者ノ過半數ノ同意ヲ得テ改正スルコトヲ得。

安、古田吉五郎、森岡保喜、永田宗太郎、
板橋菊松、山本仲次郎、松澤卓規、北山義

衛、三森武雄、水上孝正、小池義一、高濱信男、平田勉一、原田正大、平井正義、加邊力、住谷卓雄、安福辨一、安藤藤綱、米田忠八、深谷茂、吉田金吾、朝倉茂、前田梅次、松島翠、池谷龜太郎、岡山福四郎、貴志房廣、本田捨松、中村峯藏、妹尾正義、今井清、五島重雄、出來島丑藏、岡本四郎

飯田 清藏氏（大二商）今般加島信託株式會社を辭し紐育ナショナルシチー銀行神戸支店に入る。住所は從來の通り大阪市東區宮林町四番地ノ三である。

國政、衛氏（昭三專商）大平生命保險株式會社に入社京都支店に勤務せらることとなつた。新住所は京都市上京區寺町今出川上ル西入幸神町安藤廣吉方。

高田 穂積氏（昭四專法）今回青島日本總領事館に勤務されることになつた。

加藤 弘一氏（昭二專經）不動銀行を退き名古屋市熱田澤上郵便局保険課に入る。

矢野 榮氏（昭四專法）日本海上保險株式會社を辭された。

原 關太郎氏（天一五專法）過般日本信託銀行に入る。

田中 銀男氏（明三五法）名古屋市會記長なりしと、今名古屋市西區長に榮轉された。

星野 俊一氏（大二法）九州帝國大學圖書館を辭し福岡縣社會課に勤務。

安東 明氏（昭四專商）日本海上保險株式會社を辭し神戶市京町クレセントビル、ヴァツキユームオイルコンパニー日本總支

信男、平田勉一、原田正大、平井正義、加邊力、住谷卓雄、安福辨一、安藤藤綱、米田忠八、深谷茂、吉田金吾、朝倉茂、前田梅次、松島翠、池谷龜太郎、岡山福四郎、貴志房廣、本田捨松、中村峯藏、妹尾正義、今井清、五島重雄、出來島丑藏、岡本四郎

飯田 清藏氏（大二商）今般加島信託株式會社を辭し紐育ナショナルシチー銀行神戸支店に入る。住所は從來の通り大阪市東區宮林町四番地ノ三である。

國政、衛氏（昭三專商）大平生命保險株式會社に入社京都支店に勤務せらることとなつた。新住所は京都市上京區寺町今出川上ル西入幸神町安藤廣吉方。

高田 穂積氏（昭四專法）今回青島日本總領事館に勤務されることになつた。

加藤 弘一氏（昭二專經）不動銀行を退き名古屋市熱田澤上郵便局保険課に入る。

矢野 榮氏（昭四專法）日本海上保險株式會社を辭された。

原 關太郎氏（天一五專法）過般日本信託銀行に入る。

田中 銀男氏（明三五法）名古屋市會記長なりしと、今名古屋市西區長に榮轉された。

星野 俊一氏（大二法）九州帝國大學圖書館を辭し福岡縣社會課に勤務。

安東 明氏（昭四專商）日本海上保險株式會社を辭し神戶市京町クレセントビル、ヴァツキユームオイルコンパニー日本總支

校友動靜

——幹事簡本君報——

矢野 兼三氏（推）過般京都府事務所より同工場課長に轉補された。

平田 奈良太郎氏（大二法）京都區裁判所檢事より大阪區裁判所檢事に轉補さる。新住所は大阪市天王寺區大通五丁目四六。

小林 仙一氏（昭四大法）西宮警察署に勤務

店に勤務。

官より同工場課長に轉補された。

所は大阪市天王寺區大通五丁目四六。

四

富山縣高岡警察署

鳥取縣東伯郡榮村大字上種四六八

福島政次郎（昭三專法）

湯原慶太郎（大七法）

大阪市東成區片江町三〇

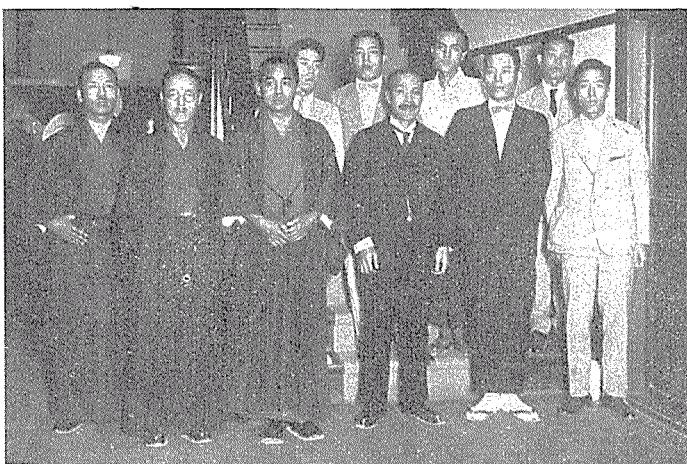
林方

大阪市北區茶屋町一五小

高知縣香美郡岩村神通寺

富山縣婦負郡西吳羽村字

出張所内



校友會記念撮影

校友住所移動	
杉田 英一（昭二專商）	東京市日本橋區江戸橋三丁目第一製藥株式會社
神高 茂（昭四專商）	東京市外野方町新井堀九
藤井三五ノ二	香川縣香川郡上笠居村字
前田 豊治（昭四專法）	兵庫縣川邊郡小田村杭瀬
桑原 勇夫（昭二專商）	廣島市南竹屋町九二ノ二
廣瀬 勇（昭二專商）	橋高薦方
大塚 諸人（昭四專法）	大阪市此花區恩賜島南之町一七〇ノ五 安方
白髮 茂（昭四專商）	神戶市菊水町四丁目七七
白川 好晴（昭三專文）	小谷方
柄原平太郎（昭三專法）	兵庫縣川邊郡小田村杭瀬
白河佐嘉喜（大一四專商）	大阪市港區魁町三丁目一
内前元吉郎（明三三法）	字宮前二四
内前元吉郎（明三三法）	大阪市住吉區天王寺町二
奥本源太郎（昭四專法）	二二八西田勝方
村田 重吉（大一五專法）	大阪市平野馬場町二二二
辻川 正雄（大四法）	東京市深川區清住町八
奥本源太郎（昭四專法）	大阪市東成區勝山通七丁
中野榮次郎（大七法）	大阪市住吉區平野流町五
嚴 大覺（大二三法）	上海閘北寶山路寶山里五
五號	大阪市東淀川區北大道町
岡島 虎雄（昭四專經）	兵庫縣武庫郡鳴尾村小松
塙本 正一（昭三專法）	字里中鳴尾住宅
島崎 武（昭四專經）	神戶市養老町三丁目六之一
山本 喜代志（昭二天經）	高知縣香美郡岩村神通寺
山本 喜代志（昭二天經）	富山縣婦負郡西吳羽村字
小竹吳羽紡織株式會社工場新築工事場大林組吳羽	新築工事場大林組吳羽
出張所内	出張所内

山口 常一（昭二大經） 兵庫縣武庫郡精道村字芦屋
行比 久生（昭三專商） 屋八田八五九土居邸内
野村 敏治（昭三專法） 一五磯村吉松方

菊田慶太郎（昭三大法） 神戶市西灘原田三五〇指
大野 敬一（昭四專經） 吸なさ方
今西榮治郎（昭四專商） 大阪市住吉區阿部野筋一
丁目九一

岡山縣上道郡手島村大字 東手島七四四
社尼崎汽船部内

廣島縣世羅郡甲山町 大阪市港區富島町合名會
目九勝見方

高岡 忠三（昭三專經） 大阪市西淀川區佃町三九
五ノ二

杉山 實雄（昭四專商） 大阪市西成區岸松通三丁
北岡 南（昭三專法） 目九勝見方

昭二專法 大阪市浪速區漆町保線事務所内
昭四專經

上野 康雄（昭二專法） 大阪市西淀川區佃町三九
九二

宮 刚三（昭四專法） 東京市外灘谷町字衆落二
九小菅方

平野 尚（昭三天法） 大阪市西區北堀江御池通
一丁目一六

栗森 保（大一四專經） 福岡市中間町二〇神戸電
機製作所内

玉野 芳丸（昭三專法） 大阪市港區八幡屋元町二
丁目八五ノ二龜山綠方

松本 正俊（昭四專商） 大阪市此花區上福島北一
丁目二〇福吉館内

原口 錦三（昭四專商） 福岡市吳服町五上杉方
高谷 重任（昭四專法） 大阪市港區北八幡屋町一
丁目一五

河田 薫（大一五專經） 大阪市此花區大開町九串
馬方

花田 市良（大一四專經） 大阪府中河内郡久寶寺村
水島 有年（大一四大商） 兵庫縣川邊郡立花村塚口
宇池田一二二一ノ一四塚

今島 實治（昭三專經） 口住宅（ナ）一號
鳥取縣八頭郡國中村

濱田 勝平（昭三專經） 山口縣熊毛郡島田村開作
大塚 豊（昭三專商） 大阪府三島郡吹田町字寄
町二八三八

大杉 輔二（昭三專法） 神戶市熊野町四丁目六二
大仲爲一方

北岡 大（萬莊大仲） 南（昭三專法） 大阪市港區夕夙町三丁目
二七大政方

昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

久保英一 中尾英一

相木虎雄 岡島虎雄

昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

（舊）昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

（新）昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

（舊）昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

（新）昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

（舊）昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

（新）昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

學 生 彙 報

皇陵崇敬會報

第二次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

大坂府此花區西貴島町三島二九一

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

（大坂府此花區西貴島町三島二九一）

ム・スミスの利潤論の各前半に對する研究發表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加藤助教授の批評あつて午後四時熱心裡に會を終つた。

尙次回は十一月十日（日）に千里山學舍に於て會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半につき各擔當者から研究發表をする豫定である。

第三次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頓に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つて殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第二百二代後花园天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は

森井惣吉・溝邊文和・中村武一郎・小田切
酉・中川貞夫・奥川武郎

（奥川君報）

昭和四年九月

昭和三年專門部法律學科卒業

（大坂府此花區

研究部役員
經營研究部
指導教授 賀屋俊雄教授

文學會なる一つの權威ある會の組織される日
の來ることを切望する。

卷之三

九月例會は小雨をほ降る二十一日に開催、參會者の少なかつたことは遺憾であつたが、筆題名月・席題霧にそれぞれ句評を戦はし、暮色漸く迫る頃ほひ散會す。左に句の主なるものを掲出する。

事務分掌	集會係	記録係	會計係
系 山 菊 雄	西 田 喜 代 治	乾 坂 大 塚 東 勇 治	徳 丸 晃 豊
名月や五百津群山雲湧ける	端近の鉢の水面に月の影	月影や漕ぎ行く船と十文字	同
鴨立ちて水面晴るるさぎりかな	ぶさう畑に柵のみ残り鶏頭哉	小雨過ぎいよいよ冴えて今日の月	同
同	岡崎連哉	同	竹澤喜代治
明月や湖心に黒き舟一つ	廣田弘應	同	

國漢文科研究會夏季輔講會	引き網をほす砂濱の雁來紅	同
今年の夏は例年に比して暑氣の烈しさを一入に感じたが、暑さにひるまぬ吾等同好の士は輪講會を港區吾妻町の織田方に於て開催した	芦の根にふくらむ潮や月今宵	佐後淳一郎
例年の通り休暇中の毎日曜日午前八時から午後四時迄、十訓抄をテキストとしたが、各自非常に努力された爲に二回目には已に大半を讀了してしまつた程の進行ぶりであつた。	鶴頭に一蝶飛びぬ山雨晴れ	金子誠
今年は一年の方の出席を見なかつたが、吾吾の跡を引ついで國漢文科を育成して行く將來の中心となるべき一年の方達に、此種の會或は會合に、よりよき力を集中されたい希望を表明する次第である。	名月に谷の眞闇の太鼓かな	同
最後に吾等の國漢文科の爲に、この研究會では考證會などを足溜として、一日も速に國漢	日輪の霧の中なる手洗かな	同
都を出發、一行は山陰より北九州に向ふ。約	名月や琴だんじる長小袖	三品金行
山陰と北九州旅行——七月二十一日午前六時京	霧の日や妹送る魚師町	同
藤原 薩	移り住みて色紅や葉鶴頭	同
藤原 薩	名月や萩の小花に露やさる	同
藤原 薩	鶴頭のつよきゆるぎやボール飛ぶ	新町徳之
藤原 薩	名月や南洋行の船の上	同
旅 行 部 報		

國漢文科研究會夏季輪講會

今年の夏は例年に比して暑氣の烈しさを一入に感じたが、暑さにひるまぬ吾等同好の士は輪講會を港區吾妻町の織田方に於て開催した例年の通り休暇中の毎日曜日午前八時から午後四時迄・十訓抄をテキストとしたが、各自非常に努力された爲に二回目には已に大半を讀了してしまつた程の進行ぶりであつた。

芦の根にふくらむ潮や月今宵
鶴頭に一蝶飛びぬ山雨晴れ
名月に谷の眞闇の太鼓かな
日輪の霧の中なる手洗かな
名月や琴だんじるる長小袖
霧の日や妹送る魚師町

佐後淳一郎 同 同 金子 毅
同 同 三品金行

藤原 薩

移り住みて色紅や葉鶴頭
名月や萩の小花に露やざる 同 藤原
鶴頭のつよきゆるぎやボール飛ぶ 新町徳之
名月や南洋行の船の上 同 薩

旅行部

四時間にして日本三景の一天の橋立の絶景を窓にをさめ山陰本線を西走して翌朝水鄉松江を訪れ、出雲大社に至りて一泊。翌二十三日山陽線小郡に出で下関門司を経て別府に泊を重ねること三、温泉行脚地獄巡りなごして海路より歸阪した。

南紀探勝旅行——八月一日午後二時半天保山出帆南紀探勝の旅に上る。鶴鳴きわたる和歌浦を後に、舟は静かな夜の航海に入る。翩翩と浮ぶ漁舟、燈台に夢まもられて、早曉勝浦の港に着く。直ぐ骨董汽車の人となりて旭光東海に輝き初むる頃、神武帝御上陸の地たる濱之宮、駒とめて袖うちはらふ佐保の松原を過ぎて新宮に着、御幸町川原より飛行艇にて熊野川の奔湍を過り、宮井より右折して瀬戸に至る。千尋の碧潭と萬仞の懸崖、蓋しこれ天下の絶勝。——耶馬溪を見て瀬八丁を想像してはいけない。阿波の吉野川を見て瀬の風景を忖度してはいけない、況んや秩父長瀬の景色を以て紀伊の瀬八丁に擬しようとする僭越の罪は正に死に當るであらうと、沖野氏に云はしめてゐる。宜なる哉。

それより二時間餘にして本宮に着、本宮は音無の里にして歴代皇室の御崇敬厚く、聖主の御幸七十餘度に上る熊野權現鎮座まします。本宮より二十五丁、小栗判官傳説の地、湯之峯温泉に浴みして一泊。翌朝一氣九里峽を下りて那智の懸瀑を見る、直下八十丈、偉觀なり。同夜は勝浦浦島温泉に浴し忘歸洞、千疊敷の勝景を賞す。翌四日紀の松島、橋杭岩を右に見て串本に上陸、本州中最南端の潮の岬に至り、怒濤押し寄する熊野灘の壯觀を俯觀にしてキャンプをなし、五日田邊より汽艇に工

卷之三

白浪湯島の温泉に浴し一段鑿
龍口岩圓月
島等を愛で、翌日風光明媚なる南紀に別れを告げ、夕陽に映ゆる伏虎城を右に、後に、静に茅沼の海に入った。
ヨツツ周遊ミヤンビング移動旅行——八月八日
香櫞園出航、モーター附ヨツツにて、海の旅へのスタートを切つた。稍雲天のやうなれども波靜かにして、海面を這ひるが如く快走し、瀬戸内海沿岸の風光眺めつつ豫定のコース神戸、須磨、鹽屋、垂水、舞子を通過し、明石に上陸。翌日汽船により淡路岩屋に渡る。
先づ繪島に至りそれよりまつほの松林中にキヤンブをなし、更に八月十日には明石を経て、舞子に至り、キヤンブを續行す。大體日課として午前中は魚つり、讀書、水泳、午後は水泳、ボート、黃昏の散策とである。
十四、十五日には風雨に遇ひ、日のべの舞子名物盆踊を見て歸途についた。

北海道勤労旅行——部員の見送りをうけて大阪を出發したのが七月十六日午後四時二十八分裏日本の山嶽を踏破し、史蹟古城址に立ちては往古を偲び、新天地北海道に渡り労働群に入りて烈日の光を浴びつつ勤労の旅をつづくこと四十日、得難き體験を得て青森に戻つた。それより青森東京間の徒步旅行の途にのほり泊を重ねること二十一にして江戸は日本橋に着いて。次に二ヶ月間辿つた足跡の大略を記して思出とする。

大阪—新潟—佐渡—金北山—眞野陵—金鑑山—遊佐大物忌神社—島海山—吹浦—秋田—平田篤胤の墓—八郎潟—岩木山—青森。

フイシャー教授の 貨幣價值變動論 (下)

J. Fisher, the Money Illusionの梗概

森川太郎

- 一 貨幣の幻覺一班
二 貨幣價值變動の限度
三 貨幣價值動搖の原因
四 通貨伸縮の直接的影響

(以上前號所載)

- 一 貨幣の幻覺一班
二 貨幣價值變動の限度
三 貨幣價值動搖の原因
四 通貨伸縮の直接的影響

五 通貨伸縮の間接的影響

- 六 個人の爲し得べき對策
七 銀行の爲し得べき對策
八 政府の爲し得べき對策

五 通貨伸縮の間接的影響

吾吾は前項に於て通貨の伸縮が及ぼす直接的影響——各種契約當事者間の不當なる損益、隠れたる偷盜、社會的不正——を見終つた。

しかし通貨伸縮の影響は單にこれのみに止まるものではない。更に一層廣き範圍に亘る間接的影響を齎す。以下に概觀しよう。

通貨の不安定が齎す間接的影響の第一は、一般産業の不安定これである。所謂「景氣循還」の主要原因の一は通貨の伸縮であつた。產業界は從來久しく、好景氣、衰退、整理、回復(booms, recession, liquidation, recovery)の交替に悩まされ來つた。而してこれ等の現象に對しては幾多の、尤もしき説明が與へられ其或ものは疑もなく眞ではあるが、尙貨幣に於ける變化を指いてはこれを充分に説明するを得ない。而も貨幣は常に舞臺の裏に隠れ

てゐる。人々は貨幣の幻覺の故に貨幣が景氣や恐慌的主要原因たることを看過し易い。然るに此事を明かにする。即ち貨幣價值下落(物價騰貴は事業を刺激し、貨幣價值騰貴(物價下落)は事業を抑壓する。其理由は物價騰貴に依り生産者が其生産物に對して高き代價を受取りつつある時、その生産費は同じ割合に高くはなつてゐない。例へば賃銀や俸給は一定期間に亘る契約に依り豫め定められてゐるから直ちに物價騰貴に追随しない。一般に總經費の騰落は總收入のそれに遅れる。故に利潤即ち經費に對する收入の超過額はインフレーションの初期には増加し、物價下落の時には漸減する。

利潤の取得者は企業者であり企業者は生産を決定するから、物價騰貴の爲め利潤増加する時は生産は擴張せられ商取引は膨脹する。反対に利潤減少の時は生産は縮少せられ商取引は不振に陥る。企業者は斯く營利の衝動(Profit motive)に従つて行動するものであるが、従つて又貨幣の幻覺に依つて誤り導かれない。例へばインフレーション期に外見的の高利潤に欺かれて自己の經營能力を過信し、生産を擴張し負債を増大して一朝景氣が轉換するや、忽ちにして其過大膨脹(over-expansion)の爲め自らを破滅に陥れた製造業者の實例は決して乏しくはない(P.P. 89-92)。

産業の不安動搖は又其產業に從事する労働者の職業の不安動搖を意味する。凡そ經濟問題にして失業問題變轉捕捉し難く、而もこれに於ける變化を指してはこれを充分に説明するを得ない。而も貨幣は常に舞臺の裏に隠れ

つて此問題に貨幣の不安定が關係せることは特に注意に倣ひする。在ジエネヴァの國際勞働事務局は一九二〇年創立以來此職業不安と貨幣不安との關係を擴く研究してゐるが、同事務局失業調査係のヘンリ・フス氏(M. Henri Fuss)は次の如く報告してゐる。即ち國に於ては——重要な例外を除き——それに續いて商取引の不振が起り、失業が增加した、と。

労働者は單にデフレーションに依つて惹起される失業の犠牲者たるのみならず、又インフレーションに依つて生ずる生活費騰貴の犠牲者でもある。他の階級は物價の上騰又は下落の何れかから少くとも一時的の利益を享くる機會を有するが、労働者は其何れの場合に於ても損失を蒙らざるを得ぬ。尤も物價が上りつつある時には、労働者にとつて一の職業を維持することは、然らざる場合に比し一層容易であらう。しかし彼は生活賃銀(living wages)を得又は維持することにより一層の困難を感じる。

眞實賃銀(real wages)の損失の最も極端なる實例は一九二二年の中頃に始つたドイツのインフレーションの初期にこれを見るを得る。一九二三年一月に於ける各種熟練労働者の賃銀は一九二二年の水準の五〇〇倍以上に騰貴した、しかし生活の騰貴は一・二〇〇倍以上であったから、結局労働者一週間の賃銀一八、〇〇〇マークは一九二三年に於ける彼の一週間の賃銀三五マークが購ひ得た商品の半分以下を購買し得たに止つたであらう。斯くの如き高い物價騰貴を伴ふ高賃銀を或人は巧妙に

「模擬」賃銀(Counterfeit' wages)と名附けた。しかし労働者が貨幣質銀と眞實質銀との區別に幾分目覺むるに至るや、彼の幻滅はマーカやドルに對する非難とならずして屢々個別の雇主に對する非難となる恐れがある。反対に物價が低下しつつある時には、幸に職業を持ち得た労働者は生活費の低下に依つて生活状態を改善せられるが、しかしこれに依つて失業者の大群が街頭に投出されることは勞働者が平均して又結局に於て物價下落に依り損害を蒙ることを意味する。

約言すれば前記何れの場合に於ても労働者の眞實質銀は階級全體として引下される。即ち一の場合には質銀が生活費の騰貴に遅れることにより(インフレーションの間)、又他の場合には一部の労働者が職を失ひ何等質銀を得ざることに依つて(デフレーションの間)である。

吾吾は貨幣の不安定より生ずる諸種の害悪の二を論じた、即ち直接的結果たる社會的不正、及び間接的結果たる商取引、產業、労働の不規則性これである。然るにこれ等二つの經濟的害悪より更に今一つの派生的害悪——社會的不滿が生ずる。即ち人が貨幣購買力の變化を充分に理解しないと云ふ事實は、彼等をして誤れる方向に對し不滿を抱かしめる。例へばインフレーションが進行しつつあり、質銀が物價の騰貴に遅れつた際、労働者は往往にして次の如く考へる、即ち雇主は労働者の生活費を引上げて彼から凡ての増加質銀を騙り取る爲めに或種の詭計を施すものである。

斯かる考へ方はやがて彼等の中の急進的分子

をして社會を憎むに至らしめる。而してインフレーションが進むに従ひ労働者の不満は益増大し彼等は彼等の窮境の原因を社會的「搾取」組織 (a social system of "exploitation") に依る國際的掠奪に歸する。ボルシエヴィズム其他の急進的理論はここからも生じ得る (P.P. 98-100)。

されば貨幣不安定は產業關係悪化の一主要原因である。

物價水準が上りつつある時労働者は既述の如く生活費の昂騰に不平を稱へ、一層高い貨銀を要求する、これは合理的な要求であるが、雇主は恐らくこれを拒絶するであらう。特に雇主が労働者と長期の契約又は協定を有する場合に於て然りである。此二つの見解の不一致の結果としてストライキが屢起する。

これに反し物價が下りつたる時、雇主は貨銀を引下げんとする、これ亦合理的であるが、労働者がこれを拒むこと亦殆ど確實である。特に彼が自己に有利なる契約又は協定を有する場合に於て然り。其結果としてロツク・アウトが生じ易い。

故に貨幣の安定は産業平和の爲めに待望せらるべき事柄の最たるものである (P.P. 101-2)。斯く觀じ来れば、貨幣の不安定は社會的不正——或階級より他の階級への不正なる價値移轉——を生ぜしむるのみ、社會全體に對する損失にあらず、との最初の認識はこれを訂正しなければならぬ。即ち吾吾は今や其損失が利益を超過するを知る。其所以は貨幣不安定の生む間接的害惡——事業不振、失業、社會的不滿、ストライキ、ロツク・アウト、サボタージュ、暴動、不法行爲、急進論等の故で

ある。これ等は一般公衆にとつて全損たる外の何物でもない。

故に貨幣不安定の經濟的結果は結局社會にとつて常に純損である。吾吾は此害惡を三項に要約するを得る、曰く、社會的不正、社會的不滿及び社會的能率減退の三者即ちこれ (P. P. 103-6)。

六 一般人の爲し得べき對策

以上吾吾は貨幣不安定の齎す各種の害惡を一通り論じ終つた。さて然らばこれに對して吾等何を爲し得べきや? 吾吾はこれを恰も地震や旋風の如き天の災として甘受するの外なきや? 斷じて否! 地震や旋風に對してすらも吾吾は家屋をこれに抵抗し得るやう建築して以て其災害を少からしめ得る。況んや貨幣の不安定は天變にあらずして人爲である。方法に依りては不安定其ものをも著しく減殺し得るであらう。しかし本項に於ては先づ貨幣の不安定はこれを豫防し得ずと假定し、此宿命的貨幣動搖の災害に對して吾吾一般人が如何なる對策を講じ得べきやを考究しよう。

先づ何よりも必要なは吾吾自身をかの貨幣の幻覺より脱却せしむることである。此事が吾吾の講じ得る一切の對策の基調となる。第一に採らるべき最も明白なる方法の一はドルの購買力を示す相場に注意し、此數字を用ひて營業の諸勘定を購買力の標準に換算することである。此爲めには從來のドルの單位に於ける勘定を覆す必要は少しもない。それを「其儘」としそれに補足的統計を附加するを以て足る。而も其結果は企業經營者にとつて常に有益な効果を齎し、時には「救命器」とさるべなるであらう (P.P. 107-8)。

物價指數の今一つの用法は、他の表徵と相俟て景氣の状況を豫測するに在る。顯著なる又は長期に亘る物價水準の下落は不景氣の前兆であり、反対に顯著なる又は長期に亘る物價水準の上騰は景氣好轉の徵候であることが普通である。これに關しては専門家の助言や警告に聽くことが一層正確である。近年アメリカには此種の統計事務並びに景氣豫測を業とする事務所が續々設けられるが、これを利用することに依つて實業家は何よりも先づ来るべきインフレーション又はデフレーションに對して豫め備ふるを得るのである。

のみならず一步進んでは此豫測せられたる貨幣價値の動搖を積極的に利用して「金儲け」をなす (to "make money") も可能であらう。例へばインフレーションの尙一層進行するこれが明白である場合、銀行より資金を借り入れて不動産、有價證券及び外國爲替等に投機することは安全な「金儲け」であるに相違ひない。吾吾は戰時及び戰後のインフレーション時代に斯くの如くして巨富を積んだ人の實例を少からず見る (P.P. 109-11)。

しかし普通の場合の如く、物價水準が何れの方向に向ふや豫測し得ざる時には自ら別の方法を探らねばならぬ。此場合には各種の普通株、優先株、公社債等に投資を分散することに依つて或程度まで安全を保ち得る。斯くの如く支拂手段として現實に流通せる通貨の價値動搖は人人を驅つて、現に流通せる流貨以外のものに價値の標準を求めしめる。而して此價値の標準たるもののが外國貨幣、金又は一定の商品と云ふが如き一種の財貨に求められまして、複數の商品即ち商品一般に求められる時には、物價指數が價値の標準となる。例へば物價指數一〇〇の時一、〇〇〇〇ドルの貸借が行はれたるに、其決済期に物價指數が一二〇であったとすれば、元金は一、〇〇〇ドルにあらず一、一〇〇〇ドルとして返済

えざる注意と更改とを要するに依り、近頃此種のサービスを提供する投資顧問 (investment counsel) なる新職業が發達した。 (P.P. 112-3)。

又自國の貨幣が著しく不安定にして近隣國のそれが比較的に安定性を保持してゐる場合に

は、各個人は動搖の中の廣い貨幣からより

安定な貨幣に「外貨契約すること」 ("contracting out") に依り、即ち内地拂ひの契約を

する事務所が續々設けられるが、これを利用することに依つて實業家は何よりも先づ来るべきインフレーション又はデフレーションに對して豫め備ふるを得るのである。

のみならず一步進んでは此豫測せられたる貨幣價値の動搖を積極的に利用して「金儲け」をなす (to "make money") も可能であらう。

例へばインフレーションの尙一層進行するこ

とが明白である場合、銀行より資金を借り入れて不動産、有價證券及び外國爲替等に投機す

ることは安全な「金儲け」であるに相違ひな

い。吾吾は戰時及び戰後のインフレーション

時代に斯くの如くして巨富を積んだ人の實例

を少からず見る (P.P. 109-11)。

しかし普通の場合の如く、物價水準が何れの

方向に向ふや豫測し得ざる時には自ら別の方

法を探らねばならぬ。此場合には各種の普通

株、優先株、公社債等に投資を分散すること

に依つて或程度まで安全を保ち得る。斯くの

如き投資の分散は公社債のみに對する投資よ

りも常に安全である。何となれば公社債投資

は實はドルの將來價に對して投機せるに等し

くドル價下落すれば投資家は損を免れ得ない

からである。投資の多様化 (diversified in-

vestment) は此危險を防ぐが、其爲めには絶

せらるるが如きである。換言すれば通貨は單に支拂の手段たるに止まり、價値の本位は物價指數に置かれるのである。貨幣の本位に對する斯くの如き提案は金本位其他の本位制に對して指表本位又は指數本位 (the tabular standard or the index standard) と呼ばれてゐる。實質上指表本位に類する試みは夙に一七四七年マサチュセッツ植民地に於て實行せられたが、これに對して特に世人の注意を喚起した事はかのゼヴィオーンズ (W. Stanley Jevons) であつた。即ち彼は金の價値の不安定なる事實に世人の注意を促し、其著「貨幣及び交換機構」一八七三年 ("Money and the Mechanism of Exchange," 1873) に於て、動搖著しき金本位に代るに指表本位を以てすべきことを唱導したのである。

ゼヴィオーンズの主張したる通貨不安定の補正策が紙幣の動搖に對するものにあらずして金貨の動搖に對するものであつたことは特に注目に價する。彼は今日論議せられてゐる一層安定なる本位制度の觀念を可成りの程度にまで豫見して居たと考へられる (P.P. 117-9)。

貨幣價値の不安定に對して一般人の爲し得べき補正策の實例は戰時及び平時の各國に於て數多く見るを得る (P.P. 120-3)。しかしこれを類別的に觀すれば凡そ上記の諸方策中の何れかに屬するものなることを認め得るであらう (P. 124)。

七 銀行の爲し得べき對策

前項に於ては、物價指數の利用に依つて人々が或程度までインフレーション及びデフレーションの弊害を免れ得ることを說いた。しかし物價指數の斯かる用法は不安定なる貨幣の

償ひであり補正である。云はばそれを外部から修繕することに當る。

然るに物價指數はこれを斯くの如く外部より貨幣の動搖を中和する爲めに用ふる代りに、動搖そのものを内部より豫防する爲めに用ふることが可能である。元來貨幣の購買力を安定せしむることは長い間經濟學者の夢想するところであつた。恰も世界大戰後に至つて、戰時中に於ける不安定の教訓に依り此夢想は一步實現に近づきつつある。即ち一部の經濟學者、銀行家、政治家達は從來の宿命論的貨幣説に安んずることなく、更に一步を進め、次に如き認識に到達した、曰く、インフレーション及びデフレーションはこれ凡て人爲 (man-made) である、然らば吾吾はこれに對し人爲の安定策を有し得ない理由があらうか? と。吾吾は既に銀行の貸出す「伸縮性通貨」(elastic currency)——紙幣及び預金通貨のこと (筆者註) が取引の必要に對應せしめられると、からなる所以を述べた。今や貨幣流通量と財貨流通量との間の此對應は、流通貨幣に對する統制の改善に依つて達成し得らるべきことが明かにせられたのである。

即ち貨幣安定の要諦は貨幣の流通と財貨の流通なる二つの大なる流れを一層よく對應せしめることが、吾吾の能力を超えた事柄ではない、何ともれば貨幣の流通量は貨幣發行者の支配の下にあるが故である。此貨幣の大發行者は今日では中央銀行である。中央銀行は取引量の増減に應じて「伸縮性通貨」の發行を増減すべき任務づけられてゐる。

茲に於て吾吾は金本位に關して行はれてゐる

一の舊說に注意せねばならぬ。其說に従へば金は主に工藝上の使用に依つて其價値を定められる、而して金に引換えられる凡ての信用のである。しかし斯くの如き説は膨大な信通貨——紙幣、預金通貨——は金そのものと同等の價を有する、別言すれば一切の貨幣の價値は金の工藝上の價値に依つて定まると言ふのである。しかる如き説は老大的な信用組織を有する近代の事情の下に於ては現實と殆ど何等の關係を有しない。蓋し今日貨幣の價値決定の要素としては、所謂「一義的な」信用通貨が本來の貨幣 (金) よりも重要となつてゐる。其故は流通貨幣中信用通貨が金貨幣よりもより大なる部分を占むるに至つたからである。イギリス及びアメリカに於ては信用通貨の金に對する割合は約七對一である。斯くて今や(犬が尾を振るのはなくして)尾が犬を振る (the tail now wags the dog)。即ち信用通貨の價値が金に依つて定まると言ふよりも、金の價値が信用通貨に依つて定まると言ふ方がより眞に近い。而も信用通貨の流通量は統制し得るものであり、又現に統制せられても居る。故に若し吾吾がこれを出鱗目に統制する代りにこれを合理的に統制するならば、以て貨幣安定の實を擧げ得るのである (P.P. 125-9)。

而してこれが統制の局に當るものは銀行、特に中央銀行である。

銀行が貨幣安定の爲めに通貨を調節するに當つては、或程度まで營利の原則を拋棄して社會全體の利益を圖る公共的責務を自覺せねばならぬ。銀行が此公共的責務を遂行するに至る道程に二がある。

(一) 傳統に依るものであつて、銀行は其業

務を行ひ又は他の銀行との協力を發達せしむる場合、無意識に公益觀念に支配されることがある。イングランド銀行が次第に私的機關から公共機關に推移したのは一に斯る傳統の力に依つてであつた。

(二) 條約、協商、立法等に依るものであつて斯かる法的制約の下に在つては、銀行は有識的に公共の利益の爲めに貨幣流通量の統制を行ふこととなる (P. 140)。

八 政府の爲し得べき對策

上述の如く信用の統制は既に發達の途上に在る。而して此信用統制の細目は中央銀行が實行するのであつて、政府は唯其一般的法則を規定するに過ぎぬ。しかし貨幣安定の爲めに政府の爲すべき仕事は決してこれのみに止まるものではない。

先づ第一は吾吾は最も惡しきインフレーションの例が政府豫算の不均衡より來れるものなることに注意せねばならぬ。即ち人も知る如く、政府が能く歳計の收支を一致せしめ得ざる場合には紙幣を發行して其差額を補ふ。斯かる紙幣の發行は屢々インフレーションの主要原因となるものである。此場合貨幣安定の第一步は政府をして歳計の均衡を圖らしむることから始められねばならぬ。

世界大戰後ヨーロッパの主要諸國は相接いで歳計の均衡を實現し金本位制或ひは金爲替本位制 (金本位制の下に於ては金貨以外の貨幣は金に兌換せられ、金爲替本位制の下に在つてはそれは外國の金で支拂はれる爲替手形に引換えられる) に復歸した (此場合「金本位に復歸」とは「金解禁」と云ふと同義語である)。

〔筆者〕

金本位復歸は又貨幣安定の一方策であるが其方法は次の三がある。

(一) 廃却(reputation)、ドイツの採つた方法であつて、インフレーションに依り既に殆ど零に等しくなる紙幣を全く紙屑となし、再び新しく金の貨幣単位(例へば金マーク)を制定する。

(二) 回收(resumption)、イギリスの採用せる方法であつて、紙幣の價值(例へば紙幣ボンドの購買力)を金貨幣の價值(例へば金ボンドの購買力)にまで引上げる。而してこれは紙幣のデフレーションを通じて行はれる。

(三) 平價切下(devaluation)、イタリーの採つた方法であつて、金貨幣(例へば金リラ)の價值を紙幣(例へば紙幣リラ)の現在價值に等しくする、これは金貨の量目をそれだけ減少せしむることに依つて爲される(本書が書かれたる直後に於てフランスも此例に倣つた。我國に於ても金解禁の方法として平價切下論が一時行はれた)筆者註)。

(一) の方法は債権者に損害を與へ、(二) の方法は債務者を害する、(三) の方法は貨幣の價值を政策實施當時の價值に安定せしむるものであるから斯かる弊害は伴はないが、國民的矜持を損ぶ、此點(一) の方法も同様である(P.P. 145-8)。

世界の各文明國が再び金本位制を採用するに至ると貨幣安定問題は全然國際的の問題となる。國際貸借決済の爲めに金が各國間を自由に流通することはやがて各國に於ける物價水準を平均せしめる。斯くて一國の政府又は中央銀行がとれる貨幣政策は直ちに他國のそれに影響を及すであらう(P. 152)。

金本位制そのものは、しかしながら、必しもインフレーション及びデフレーションを防ぐ障壁となるものでない。却つて時には安定策上必要な信用統制の妨げとなる。例へば假に今より十年後に於て金の存在量が必要なるに通貨に對する法定準備率を保つに足らざるに至つたとせば如何? 信用の擴張は、取引の實状がこれを必要とするにも拘らず、法律に依つて自動的に停止せられるであらう。貨物の流通量は貨幣の流通量との平衡を破つて増加する、デフレーションである、物價水準が下る、從つて商取引不振、失業等の弊害が生ずる。

故に政府が中央銀行と能く協力するにあらざれば、金本位制と信用統制とは相反する方向に作用するであらう。茲に於て信用統制とともに金の統則(正貨統制)が必要となる。正貨統制の要諦は金本位制に伸縮性を與へ、以て正貨が信用統制を牽制することながらしむるにある(P.P. 153-5)。

正貨統制上に於ける問題は將來金が通貨の必要量に對して過剰となるであらうと云ふよりも(其場合にはインフレーションの可能性が生ずる)、寧ろ不足するであらう(其場合デフレーションが不可避である)と云ふ點にある。此問題に對し今日最も有効なる解決策として一九二三年ゼノア經濟會議に於て承認せられたる方法は、金を節約すること即ち金に對する需要を減殺せしめることである。金は下記の四方法に依つて節約し得るであらう(P. P. 163-4)。

一 金貨を流通界より引上げこれを銀行・特種を平均せしめる。斯くて一國の政府又は中央銀行に保有せしめる。我國に於ては金に影響を及すであらう(P. 152)。

本位制實施の當初より此方法をとつてゐる筆者註)

二 金準備はこれを中央銀行に集中する。此點も我國に於ては問題でない(筆者註)

(三) 金爲替本位制も亦金を節約するに役立つ。何となれば通貨を金平價に保つ爲めに在此場合には爲替相場を平價に保つ爲めにと云つてもよい(筆者註)、國外に預金して置かねばならぬ金準備高は、直接の金本位制を維持する爲めに國內の銀行に保有して置かねばならぬ金準備高よりも遙かに少量を以て事足るが故である。

(四) 國際的決済機關の設立は又金を節約するであらう(近時ドイツの賠償金支拂に關聯して國際決済銀行設立の計畫を聞く)筆者註)。即ちこれに依つて金を債務國から債權國に輸送する必要が除かれる。恰も各都市の手形交換組織に依つて債務銀行から債權銀行に爲される金の支拂の大部が不需要となるが如くである。

これ等の方法は既に或程度までヨーロッパ諸國に於て實行せられてゐる。然もなければ吾吾は夙に金の國際的「争奪」(an international "scramble" for gold)に苦しんでゐたであらう。次に若し、これと反対の危險——金の必要以上なる過剰が生じたならば如何? 其場合には前述と反対の對策が講ぜられ得るであらう。金爲替本位の代りに直接の金本位制が採用せられ、斯くて金は、國際的金融中心地から各國へ、各國の中央銀行から地方銀行へ、地方銀行から一般公衆の金庫やポケツトへと分散される。此分散は集中の場合に於けるよりも遙かに多くの金を必要とするであらう(P.

165)。

斯くの如く金準備の集中及び分散は、適當に運用せられるならば、現在並びに将来に亘つて正貨統制の目的を達せしむるであらう。即ちこれに依つて信用統制を適宜に行ひ得る餘地が與へられる。

政府の通貨政策の今一つの方法は紙幣に對する金準備率を變更することである。此問題は我國では日銀發行制度改革問題としてあらはれてゐる(筆者註)

此率は高くすれば一〇〇パーセントまで上り低くすれば一パーセント以下にも下り得るであらう。但し後の場合には、要求次第(on demand)の金兌換は其基礎を危くされる。しかし若し金兌換を要求次第とせず三箇月後拂とするならば、金準備率は今日よりも著しく低下し得られるであらう。然らば徐々に金兌換の廢止に進むことも可能である。斯くすれば吾吾は金本位に對する偏執にも拘らず實質上これを排棄し得るのである(P. 166)。

次に貨幣安定策に對する諸家の提案の一三を見よう。

(一) 主として故レーフエルト教授(Pro. R. A. Leibfeldt)に依つて唱へられた世界金產管理制度がある。これは國際聯盟の如き國際的機關に依つて世界の金鑄を管理し、金產額を需要供給の狀態に應じて調節し、以て金の價格(他の諸商品に對する金の相對價值)を不變ならしめ、これに依つて貨幣價值の目的を達せんとする。

(二) 金が "Stabilizing the Dollar" 中に提案せるものであつて、金產額、從つて金の價格はこれを自然に動搖するに任せ、一ドルに對

する金の量目を増減せんとするものである。此場合金ドル票が流通する、百ドル券は金塊百ドルと兌換せられるが、其金塊百ドルの重さは物價指數の變動に伴つて定期に増減せしめられる。此方法は「ドル補償」法(“compensated dollar” plan)と呼ばれる。

(II) 正貨統制に代はるものは金本位制を全然排棄することになりどし、所謂「管理通貨」(“managed currency”)に依つて安定を得ようとする案である。これはケインズ教授其他に依つて提唱せられた。即ち凡ての貨幣を直接に商品と兌換せんとするのである。

さて政府は從來貨幣價值の安定に就いて無關心に過ぎた。けれども政府が一方に於て度量、衡其他物を測定する單位を確定維持しつつ唯價值の標準單位——それも現在では重量の一單位に過ぎぬ——のみこれを一定得ずとは首肯し難い。加之政府の通貨安定に対する責任は、安定に無關心であつた點に於てのみならず、更に其不安定化の共犯者であつた點に於ても問はねばならぬ。戰時に於て特に然りであつた。民間より巨額の借入れを爲し、然る後インフレーションに依つて貨幣價值を下落せしむる如きは賭博としても公正でない。貨幣安定に對し其爲し得べき諸種の方策を講ずることは將來に於ける政府の重要な一責務である(P. 171)。

思ふに貨幣安定は一切の經濟問題を解決する萬能薬ではない。しかし事實の正視はあらゆる問題解決の基礎をなす。現存の社會的不正社會的不滿、社會的不能率の諸弊は、事實を歪め、吾吾の眼から事の眞相を隠蔽する貨幣の幻覺を打破することに依つて、其眞の原因

が闡明せられるであらう。進んで貨幣の安定にして實現せられんか、これに依つて產業、商業財政上の諸問題は更に一層解決の道に進められ得る。余が此問題を以て最も重要な經濟的改革問題なりとなし、且つ人類不斷の能なりとなす所以即ち茲にある(P.P.179-82)

能なりとなす所以即ち茲にある(P.P.179-82)

結語

以上筆者は“*The Money Illusion*”に於ける斐シャー教授の所論の大要を跡づけ終へた。これを批判的に觀れば、個々の論點に於て將又全體としての論構に於て、云はるべき多くのことがあるであらう。殊に現在社會の經濟的機構に於ける貨幣の意義、従つて其安定の意義を把握することに於て、稍足らざるの觀あるは筆者自身と雖もこれを感ぜざるを得ぬしかしこれ等の諸點に就て一家の言を立つるには筆者の學問より未熟に過ぐる。暫く他日を期して茲に一應紹介の筆を擱く。一完—

(四) 10, 1)

古典經濟學派研究

アダム・スマスの富國論 (承前)

經濟學部 經濟學科

佐伯 仁郎

第一章

1

この論文は古典派經濟學研究と題されてゐるが、他面富國論に對する自分の Note であり且つ一つの覺書である關係から、極めて簡單であるが如上の説明によつて、人類の經濟生

直接原因であることが明にされた。今一步論を進めて、國家を富まし且つ國民を富裕に導く所のこの分業は Human Nature の何處より發生して来るのであるか? 即ち「分業の發生を與へる原理について」と開題し、能なりとなす所以即ち茲にある(P.P.179-82)が闡明せられるであらう。進んで貨幣の安定にして實現せられんか、これに依つて產業、商業財政上の諸問題は更に一層解決の道に進められ得る。余が此問題を以て最も重要な經濟的改革問題なりとなし、且つ人類不斷の能なりとなす所以即ち茲にある(P.P.179-82)

分業の發生する動因、即ち分業は人間性(human nature)に於ける如何なる性質より起り来るを正しいものとするか? スマスの把

持したる所によれば、分業のよつて來れるは(A)ある人間の睿智(human wisdom)の結果ではないのであつて(B)人間がその生産物を相互に他と交換する一種の傾向に外ならぬと云ふ

『斯く多數の利益の由つて來るこの分業なるものは、元來此の分業の齎す彼の社會的一般的富裕を豫見し之を目的とする人智の結果ではない、分業は人間性中に存する或種の傾向の必然的工夫は極めて徐々に漸次的であるが一結果である、この傾向とは分業の生む斯くの如き廣大なる効用を豫め目的とするものではなく、或る物と他の物とを取引し交換し並に交換する傾向之である』

This division of labour, from which so many advantages are derived, is not originally the effect of any human wisdom, which foresees and intends that general opulence to which it gives occasion. It is the necessary, though very slow and gradual, consequence of a certain propensities in human nature which has in view no such extensive utility; the propensity to truck, barter, and exchange one thing for another.

11
Garnier の繰返して云ふてゐる如く、思素的立場と實驗的立場とを夫々區別して、夫々の用語を使ひ分ける所の「分析的研究」を必要とするのである。

この點は更めて記すこととし、以前に戻つて

味の世に於ける簡単な原始社會から、現在の如き複雜極りなき經濟社會にまで、文明の流れ、歴史の流れと共に人間社會全般に流布され、沁徹し、人間の睿智 Human wisdom を築き上げたのである。睿智は分業の動因ではない却つてその結果である。

深き思想を懷ける哲學者と何物をも考ふるゝとなき仲仕との天稟の才能及技能の相違は生れながらにして存在するのではない、その一見著しい才能上の相違は生來の性質から来るよりも一層後天的の社會的事情である所の習慣境遇及教育等より加へられるのである、そして常識的には各人の持つ能力上の差異が分業の原因である加く見ゆるのであるが、上述の理由によつて却つてその果實であることが明にされた。

この天稟の才能及技能に於ける相違が分業の起れる原因たり得なく、分業の生める果實であり又分業がよく社會に行はれるためには交換社會の成立が要求せられるのであるが、その交換社會の發生即ち人間性中にある一物と他物とを換へんとする交換傾向あるは何故であるか？を尋究して見よう。

交換傾向は各人の有する利己心にその源を發する、この點は後に譲ることとして、スミスの云ふ所によれば、哲學者と仲仕とは相互に利があるので存在するのである、即ち哲學者が（スミスの云ふのは純粹の哲學者のみを云ふてゐるのではない）が蒸氣機関を發明するこによつて、石炭をより安く焚くを得しめ、仲仕は哲學者のために荷物を運搬するのあつて、兩者の存在を肯定するものは相互に利用し合ふ利益（interest）である。

利己心 (self-interest) と交換傾向 (exchange propensity)，の何でもないものば、

スミスの經濟思想を研究する上に取去ること出来ない根幹である。分業が行はれたためには人間生活の間に、各人の勞働によつて得たる生産物の餘剰部分を相互に交換が圓滑に行はれることを條件とし、かかる生産物の交換は社會各成員の互に他を説服すると云ふ利己心に訴ふるに非れば行はれるに至らないからである。

『我我が吾々の食物を期待するのは肉屋や酒屋や米屋の恩恵に俟つてなく彼等自身の利益に訴へ之を得るのである』全く我我以上彼等の人道に縋るのではなくして彼等自身の自愛心をそるのである、吾吾は決して我我自身の必要を説くに非ず彼等のために彼等自身の利益のみを云ふのである』

『It is not from the benevolence of the butcher, the brewer, or the baker, that we expect our dinner, but from their regard to their own interest. We address ourselves, not to their humanity, but to their self-love; and never talk to them of our own necessities, but of their advantages

のであると曰ふ自愛心 (self-love) 又は利己心 (self-interest) に歸着するのである。

この利己心是認の思想は、必然的に個人主義であり之は又、スミスの懷ける哲學的世界觀から來て居り、自然的自由 (natural liberty) の思想に胚胎するのである。各人は各人の利益については注意深い、故に各人の利己心を中心として動く社會は最もよく利益されるのであつて「自愛は人類社會の交通の支配原理」であり、「自己の狀態を改善せんとする各個人の自然的努力」は、期せずして社會全體を益し、經濟的方面に於てその特色を最も發揮するのであつて、生氣激渦たる經濟活動を起す動力である。

分業の場合にあつても、國家を富まし國民を富裕にする分業も、爲政家か學者がその利益を豫見して國民に勧めたために成立したのではなく、各人が自己を愛する利己心から出たものである。又分業が成立するに至る先行條件である交換社會の成立も、互にその持てる生産物を交換することによつて相互に利益を享受すると云ふ、各自の自愛心から生れたのであつた。

『分業の發生を促すものは交換力であるから

従つて分業の適用される範囲は常にこの交換力の程度如何に、換言すれば市場の廣さによつて制限される、即ち市場が極めて小なる時には自己の消費に超過する自己の勞働生産物の餘剰部分を自己の必要とする他人の勞働の生産物と交換する力即ち可能性の缺除するために、何人も職業に全然その身を委ねるの獎勵物を有ぢ得ない譯である』

『As it is the power of exchanging that gives occasion to the division of labour, so the extent of this division must always be limited by the extent that power, or, in other words, by the extent of the market. When the market is very small, no person can have any encouragement

文明の進歩に伴つて社會は次第に分業化され

て行く、自給自足の經濟から物物若しくは貨幣交換の經濟を經て社會的分業を前提とする商品生產および商品交換の發展は、資本家的大鉤付け、又各人は交換によつて生活し、各人悉く幾分か商人であり、社會そのものも所謂商業社會化するに至るのである。

文明の進歩と共に分業が社會全體に沁徹して分業社會を形成するのであるが、而も分業は一定の制限界に於てのみその思ふがままの力を發揮するにすぎず即ち「分業は市場の大さくによつて制限される」として第三章を開題し分業と市場との關係を明にせんと企圖してゐる。

『分業の發生を促すものは交換力であるから従つて分業の適用される範囲は常にこの交換力の程度如何に、換言すれば市場の廣さによつて制限される、即ち市場が極めて小なる時には自己の消費に超過する自己の勞働生産物の餘剰部分を自己の必要とする他人の勞働の生産物と交換する力即ち可能性の缺除するために、何人も職業に全然その身を委ねるの獎勵物を有ぢ得ない譯である』

『As it is the power of exchanging that gives occasion to the division of labour, so the extent of this division must always be limited by the extent that power, or, in other words, by the extent of the market. When the market is very small, no person can have any encouragement

の要するに分業と云ひ、交換と云ひ人間の利己心の發露である、かかる社會にあつては「我々は畢竟卵を食はんがために雞を飼ふ」のであり、他を愛する愛他心から出でるものではない、「自然が人間の胸裡に點ぜる愛他心の火華は頗る微弱である」

The Theory of Moral Sentiments. (Bohn's Library) 1911. p. 193.

を探つて行く時、各人は各自を最も愛するも

のであると曰ふ自愛心 (self-love) 又は利己心 (self-interest) に歸着するのである。

to divide himself entirely to one employment, for want of the power to exchange all that surplus part of the produce of his own labour, which is over and above his own consumption, for such part of the produce of other men's labour as he has occasion for."

II

市場は共同倉庫である需要と供給とが互ひにその満足を享け合ふ人類の萬種の才能に適つた萬種の生産物が集合し萬種の慾望を充たすために分配される所の共同蓄積場である。各人の生産物の交換が圓滿に行はれることを條件とする以上分業はかかる交換市場の大きいさに制限されるは當然のことである。

市場はまた交通の發達と共に擴大し交通の發達せざる間は市場は發達せず商業の繁榮も停止せられるのである、一七〇〇—一七五〇年に至る英蘭道路の改修は急速に行はれ市場の繁榮は頗る大に、國富増大するに至つた、スマス以來歐洲各國の經濟状態は急激なる發展を遂げその生産力の増大は市場を未開の地に求めるに至り帝國主義と結びて世界の凡ゆる隅々より富を汲み上げるに狂奔したのである。

この點は國富論と帝國主義を研究するに面白き所であるが、之を後日に譲ることとし、前に歸つて、分業社會が形成されて行く過程は分業によつて生産される所の各自の勞働生産物の餘剩部分が、各自の必要とする所の他の勞働生産物の餘剩部分と、何時でも交換されると云ふ確實性ある交換社會の形成されて行く過程に等しい、之は一の公式であつてその兩者の關係は、想像的原始社會を考へる時に

於てすら、互に表裏の關係であつていつれが先づ起つたか考察は困難である。社會的分業の際に於てスマスの考ふる如く、原始社會に於て各人はその自己の家族に對して、大工であり鍛冶屋であり肉屋であり、且つパン屋で

あり鍛冶屋であるが、人口の次第なる増加と從つて起る生産力の次第なる發展によつて、或一つの獨立的職業例へば大工たらんとするものーを支持するまでに生産力が發展するに至つて、今まで同一人によつてなされた部門を獨立した一人の専門家によつてなされる一つの職業として分業化されるに至るのである。かくして文明社會となるに及んで、各人の生産物を需むとせば、之が製造業は決してその職業を専門とする所の分業社會が形成されるのである。それは一〇〇〇人の者が或る生産物を需むとせば、之が製造業は決して一萬人の求むる製造業の如くに幾段にも分たれないのである。之即ち各人の生産物が一ヶ所に集められて、需要と供給がそこで取引される市場の大きいさが、分業の専門化を制限する所が云ふ公式が成立することになるのである。

III

最後に云ひ残した一二三を加へての章を終る“Division of labour”は古語ではなくMandeville, Fable of the bees; part II. Dialogue VI p. 335. (1729年版) にあり尚 Bücher が労働生産力を左右する労働組織には労働を分つ分業と、労働を合せる協業があり、スマスが前者を過大視し、後者を不間に附する不完全を補正してゐる、又福田博士は分業論の二大典型としてスマスの分業論マルクスの協業論を以

つて労働組織に於ける研究は完成せりと云はれてゐる。

スマスの分業論の弱點は乍而 Butcher の云ふ如く分業の概念の一貫してゐないとある。然つて彼の云ふ分業 Division of labour の意味が不確實に使用されて居り、第一は製造に十八の分業があり、第二は原料の生産から釘製造の鍛冶屋の例の如く「作業分業」「生産分業」「專業分業」とも云ふ可き意味が混然としてゐる。

之等の缺點が指摘せられるにも不拘、スマスの分業論の價値は決して可くもない Karl Marx は The poverty of philosophy, Trs. by H. Quelch, Chicago. に於て、アダム・スマス以降乃至は其以後に於ける如何なる經濟學者も分業についてそれ以上に進んでゐないと云ふ前乃至は其以後に於ける如何なる經濟學者も分業についてそれ以上に進んでゐないと云ふてゐる。然るに伊太利に於ける碩學 Achille Loria (1857—) はその名著 “The Economic Synthesis.” に於て人類は本質的に自由と、獨立性を愛し協同に反撥すると云ひ、分業を基とする協業に反対なる學說を述べて分業論の基礎を覆してゐる如くであると雖、尚 Adam Smith の分業論は、人類が經濟生活を營みそに何等かの學理を要求する間富國論の卷頭を飾つて光彩を放つ價値を持つであらう。

アダム・スマスの分業論の Outline に於て疑問は常識的にも理論的にも考へられるものである。一方に於てスマスが chap. II. に分業なる概念は交換概念の後に從ふものであると云ふ概念は交換概念の後に從ふものであるとし、交換社會の成立過程あつて分業社會の成立過程ありとし、又人間性中に交換傾向あつて補正してゐる、又福田博士は分業論の二大典型としてスマスの分業論マルクスの協業論を以

てその利益を知れる結果、分業が次第會に社會化するに至つたことを云ふ論點より見れば、交換論は分業論に先立つて第一に富國論の卷頭を飾る可きではなかつたかと云ふのことである。

之に對して筆者は一つの意味を考へるものである、一は富國論の上梓されだ意味が、當時の經濟現象を分析して法則化する理論的立場と、二は富國論の名の示す如く國家を如何に富ます可きやと云ふ政策的立場乃至は當時の英國經濟界が產業革命に移らんとした過渡期にありて產業勃興期にあつたこと及重商主義學派に對する反駁の意味が包まれてゐたことであらう。

兎に角經濟科學の理論的體系に於て分業論の位置は常に重要であり、分業の概念ありて交換の概念あり交換の概念ありて始めて價値概念あり、伊太利に於ける碩學 Achille Loria (1857—) はその名著 “The Economic Synthesis.” に於て人類は本質的に自由と、獨立性を愛し協同に反撥すると云ひ、分業を基とする協業に反対なる學說を述べて分業論の基礎を覆してゐる如くであると雖、尚 Adam Smith の分業論は、人類が經濟生活を營みそに何等かの學理を要求する間富國論の卷頭を飾つて光彩を放つ價値を持つであらう。

アダム・スマスの分業論の Outline に於て Doctorin, chap. II. pp. 56—68. 又彼の思想の背景を見んとする手頭のものとしては Patten. The Development of English thought, chap. IV. p. 191—243.

校友各位に告ぐ

昭和四年度本學校友會名簿作成の都合上各位の現住所、勤務先等に御移動がありますれば至急御一報を煩したう存じます。尙豫て本誌上でお知らせして居ります通り、校友會名簿は、名簿基金（金參圓）納入者に限り御頒ちすることになつて居りますから、名簿御入用の方にして、未だ御申込なき向はこの際至急左欄申込書と共に基金御拂込を願ひます。

昭和四年十月

關西大學學報局

號
申込書
一金參圓也
右金額相添へ申込候也
校友會名簿基金
年專門學部科卒業
住所
氏名
明正昭和年月日
大正昭和年月日

號
申込書
一金參圓也
右金額相添へ申込候也
校友會名簿基金
年專門學部科卒業
住所
氏名
明正昭和年月日
大正昭和年月日

千里山俳壇

豫 HIA 岡崎連哉

山風に夕立吹き込む小家哉
讚州の雲流れ來し時雨哉
道端の腐れ南瓜やきり／＼す
一齊に田水落せし瀧り哉

庵越しに漁る燈や夏の月
吉野鮎貰ひし夕餉竹の雨

天神祭
大阪本出台水
夕立となりて淋しき祭哉
雷のおどろに天神まつり哉
神輿舟に折から夕立來りけり

友淵廣川浮光

潮ふくれ來て渡し場や渡り鳥
上げ潮に船洗ひ居る渡り鳥

舟庭を焼きゐる朝の渡り鳥
蓑の火借りる會釋や草角力
月の出を待つ人々に草角力
呼び出しの聲を笑ひぬ角草力

追加朝冷
百舌鳥耳原の御陵にて
高き屋の御いつくしみ秋晴るる
耳原の御陵と申し鳴晴るる
御壇の外の草野の錦哉

大正十一年六月十五日創刊
昭和四年十月十五日發行
大正十一年六月十五日印刷
昭和四年十月十五日發行

編輯兼發行人 藤 錄
大阪市東淀川區長柄中通二丁目十二番地
大阪市北區堂島上三丁目十六番地

印 刷 者 谷 口 默
大阪市東淀川區長柄中通二丁目十二番地

不許複製
印 刷 所 谷 口 印 刷 所
發 行 所 大阪市東淀川區長柄中通二丁目十二番地
關 西 大 學
千里山學舍
關 西 大 學
備考 ○申込基金ハ關西大學會計課へ
○住所勤務等ノ移動ハ學報局へ

編輯餘錄

▼本號には新町教授をお願ひして、神宮式年宮祭についての謹述をいたしました。恰も式年遷宮の大儀執り行はせられたるのときに際し貴重なる文献として御精讀を得ますこと信じます。従つて紙面の都合上多くの御寄稿を割愛するの已むなきに至りましたことを寄稿者各位に對し深くお詫びする次第であります。
▼校友會名簿は本年度より弊局において編纂することとなりましたので、目下着々と準備を進めて居ります。從來の名簿中住所記載なき方々については當方としても取調べやうがありませんので専からず困られます。この際若しこの方より御一報を得ますれば幸甚に存じます

——編者記——

有田朝冷宛

□當季雜誌募集
□封皮には必ず『千里山俳句』と朱記の事
□送稿先
大阪市西淀川區大仁東二丁目

千里山學舍
關 西 大 學
電話吹田一五三三九〇六〇九

新華氣概

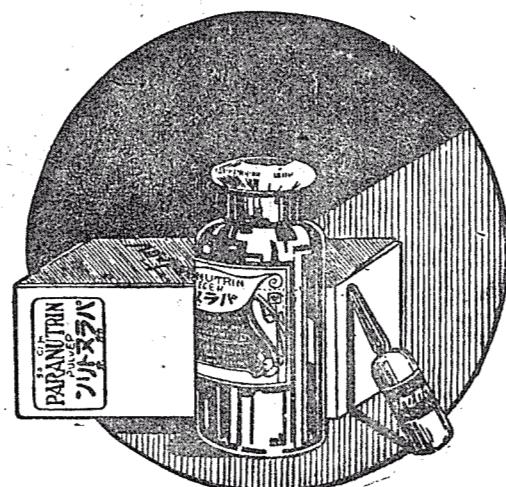
**ビタミンBの含量豊富
價格最も低廉なり**

バラヌトリーンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるヴィタミンB剤にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈

全	內	皮
五 二 五 一 〇	服 用	下
瓦 粉 末	液	注 射 用
五 一 二 〇	五 一 六 〇	二 一 八 〇
五 一 〇 瓦	一 五 〇 〇	五 三 一 〇 〇
一 一 〇 〇	一 〇 〇	八 三 一 〇 〇

發賣元 横式會社
鹽野義商店
大阪市東區道修町
東京市日本橋區岩附町



秋の
尖端を行く

三彩會に實る健貴な今秋の流行

浪花名物、三越藝文拂大賣出しの實用品

電燈五十年記念展覽會「電氣の世の中」の珍趣向

—十月の三越より—

三 越 大 阪